

史料編纂

出版報告

『正倉院文書目録九 続々修四』出版報告

山口英男・稲田奈津子

本冊は、正倉院文書の原本調査の成果を断簡ごとの目録として刊行する『正倉院文書目録』の第九冊で、二〇二〇年三月に刊行した『正倉院文書目録八 続々修三』に続き、正倉院宝庫に伝存する正倉院古文書の続々修古古書（続々修）のうち第十三帙から第十六帙まで全三五巻を収録した。

続々修古古書は、現状で第一帙から第四十七帙まで合計四四〇巻・二冊かなり、帝室博物館編『正倉院古文書目録』では、第一類・写経類集（第一～十一帙）、第二類・経巻歴名（第十二～十六帙）、第三類・諸司文書（第十七～十八帙）、第四類・経師等手実行事上日（第十九～二十八帙）、第五類・筆墨紙（第二十九～三十七帙）、第六類・食口（第三十八～四十帙）、第七類・布施用度雑器雑物（第四十一～四十四帙）、第八類・雑文書（第四十五～四十七帙）に類別されている。本冊に収録した第十三帙～第十六帙の帙ごとの内容は次の通りである。

第二類 経巻歴名

第十三帙 経巻歴名中（八巻）

第十四帙 経巻歴名下（八巻）

第十五帙 奉請経上（一〇巻）

第十六帙 奉請経下（九巻）

第十三・十四帙は、経巻目録や、経巻名を書き上げた書面を集めて編成されている。第十三帙第一～四・六～八巻、第十四帙第一・二・四巻などは、奈良時代に一件の書面として編成された時点の姿かたちを伝えている。裏には、一次文書が部分的に見られる。第十三帙第六～八巻は、天平勝宝三年の

いわゆる諸宗（衆）布施勘定帳で、第六巻は俱舎宗、第七・八巻は法性宗のものである（鷲森浩幸「大修多羅宗の性格とその教学」、続日本紀研究会編『続日本紀の諸相』、塙書房、二〇〇四年）。なお、南都六宗関係の新出書面については後述する。第十三帙第五巻、第十四帙第三・五～八巻は、おおむね断簡の集成で構成されている。それらには、正集から統修別集までが編成された際の抜き取りによって断簡化したものがあるほか、料紙を巻き畳んだ縦折目の痕跡があることから巻き畳まれた状態で単独で伝来したと思われるもの、目録・経巻歴名類が二次利用された結果残った断片の可能性のあるものなどがある。

第十五帙では、第一～三巻はおおむね櫃ごとの経巻の検定・出納記録である。一紙のものばかりでなく、複数紙からなるものもある。前者には、裏の四隅・四辺等に糊附痕と、それを剝がし取った痕の残るものが多く見られる。経巻を納めた櫃等に貼附されていたのである。また、そうした糊附痕等と、料紙を巻き畳んだ縦折目が並存する場合もある。櫃等から剝がし取った後に、巻き畳んで保管されることがあったと考えられる。第四～十巻は奉請文・奉請帳（貸出・借用・返却記録等）等からなる。第四・五巻は断簡集成で、他は、第九巻が途中の一紙を正集四十一④に抜き取られているのを除き、二次文書の奉請文・奉請帳として本来の姿をおおむね伝えているようである。その中で、第四巻②(4)裏①(7)裏の所見について紹介したい。②(1)①(7)は、天平勝宝七歳と思われる経疏等奉請帳（『大日本古文书』十三ノ一九二～二〇二。以下、書名略）で、二次文書としての貼継を伝えている。そのうち②(4)①(7)の裏に、一次文書として次の奉請文が見える。

- (7)裏(十三ノ一六一) A 天平勝宝六年紫微中台牒 前後欠
- (6)裏(空、文書の奥の余白) B (天平勝宝四年) 某所奉請文 前欠
- (5)裏(二十五ノ五三～五四) C 天平勝宝四年十一月九日律供牒 前欠
- (4)裏(十二ノ三五二～三五三) D 天平勝宝四年八月廿四日三論宗牒

これらは現状で直接貼り継がれているが、欠損から考えてA・B・Cは一次利用時の貼継ではありえず、C・Dも一次・二次いずれの時点の貼継が判然としない。ところが、この裏面を見ると、多数の文字の墨うつり（左文字）が認められる。それらを判読すると、D裏にCの文面が、D裏にC裏にAの文面がうつっている。このことから、AとDは一次文書の段階でこの順の配列で継文として貼り継がれ、左方を内側にして巻かれていたことがわかる。二次利用時にそれを適宜切断しながら、②(4)～(7)の経疏等奉請帳に用いたものと判断される。墨うつりの文面の連続から、C・Dの貼継は一次利用時のものと考えて問題ない。また、A・Cの欠損部の文字の一部も復元でき、前欠のため発信者が不明であったCが律供牒であることが判明した（『大日本古文书』は東大寺三綱牒と推定）。南都六宗・律宗（衆）関係の新たな史料の出現として注目される。Bは、現状では紙面に文字記載がない「空」の断簡であるが、裏に同様の墨うつりが存在することから、この奉請文継文を構成する文書の一部であり、内容不詳の奉請文の奥の余白に相当すると判断される。さらに、B裏の墨うつりを判読すると、これまで知られなかった（天平勝宝四年）某所経疏論返送文（未収）の存在が判明し、七行分の文面を知ることができた。同文書はAの右方に貼り継がれていたものであろう。これら追加・新出の積文は該当頁に掲載した。

第十六帙は、多くは経巻奉請に関わる断簡集成で、一紙からなるものがほとんどである。僧の書状や、諸寺・諸家とやり取りした解・牒等が見られる。巻き畳みによる縦折目のあるもの、折目に対応した破損・汚れのあるものなどは、一紙ずつ折り畳まれた状態で伝来したことがうかがえる。また、奉請を依頼する内容の書面で、裏面に糊附痕があり、経巻等を納めた器物等に貼附されたことを示す例がいくつか見られた（第一巻⑦、第二巻⑥、第七巻に一〇断簡など）。どの段階でそうした貼附がなされたのか、興味がひかれるところである。第八巻は様子がやや異なり、天平八年九月から玄昉将来経を順次借り出して書写した際の記録である経本請和上所帳で、続修別集四十七①裏が抜き取られているほかは、奈良時代以来の貼り継ぎを伝えていると思われる。文面を確認すると、『大日本古文书』では見落とされたらしい朱書がいくつか認められ、①(7)（七ノ六八三ノ六九二）の日付が天平九年三

月九日であることなどが判明した。当初は借り出し日ごとリストが作成され、そのあと種々の用務に応じた書き込みと、帳への編成がなされたと考えられる。同帳をもとに作成されたと思われる書面は、本冊収載範囲にもいくつか見えるが（第十四帙第三巻①、同第六巻①・③①）、本帳を用いた業務手順の具体的解明、その中での書面の用途の変化といった点に関心がもたれるところである。

本冊の編成及び記載内容については、前冊までと同様の方式をとった。補遺には、正集四十三①(2)裏の一断簡を収め、既刊冊で使用していた断簡番号の変更について断簡番号変更表を掲載した。なお、本シリーズはこれまで函入装であったが、本冊から函と同色同質紙のカバー装となった。本冊編纂のための原本調査は、山口・稲田・田島公・遠藤基郎・新井重行・黒須友里江・小塩慶が行った。

正倉院文書の調査を許可され、本書の刊行に格段の配慮を賜った宮内庁及び同正倉院事務所に厚く謝意を表す。（例言四頁、目次四頁、本文四〇九頁、対照目録二八頁、補遺四頁、定価一八、〇〇〇円）

『大日本古記録 陽明文庫本勸例 下』出版報告

陽明文庫本「勸例」は、朝廷の公事に関する平安時代院政期から鎌倉時代の勸文類を分類・整理した故実の書であり、南北朝時代の書写にかかる。断簡となった標紙から、原題を「類聚雜例」と称した。卷子本七巻からなり、離脱した若干の断簡がある。各巻の現書名と架函番号は以下の通り。上冊の出版報告（『所報』第五三三号五六頁以下）も併せて参照されたい。

- | | | | | | |
|---|---------------------|----------------|-----------|----|----|
| ① | 「勸例 賭弓之事」 | 田島 公・藤原重雄・小塩 慶 | （第十三函十六号） | 一卷 | 上册 |
| ② | 「勸例 始終位階越階等之例」 | | （第十三函十七号） | 一卷 | 上册 |
| ③ | 「勸例 御業 朝賀 小朝拜」 | | （第十三函十八号） | 一卷 | 上册 |
| ④ | 「勸例 自前大納言任大臣以下諸叙任例」 | | （第十三函十九号） | 一卷 | 下册 |
| ⑤ | 「勸例 納言以下諸例」 | | （第十三函二十号） | 一卷 | 下册 |

⑥「除目旧例」〔第十三函二十一号〕 一卷 下冊

⑦「勘例（杖礼列立等之事次二宮大饗 次御）」〔第十四函八十三号〕 一卷 上冊

下冊には、除目に関する三卷（④～⑥）を原標紙に記された巻次順に収めた。⑥は除目の日次などの旧例、④は大臣・大納言・中納言・参議以下八省などの任官例、⑤は近衛大将・中少将・将監以下武官、檢非違使・外官（受領）・藏人などの任官についての勘例である。

この三卷に属していた断簡として、⑥の原標紙である一般文書目録五一九四九号「類聚雜例第九上表紙」、④の原標紙である同五一九五〇号「類聚雜例第九中表紙」と冒頭前闕部の同五一九一六号「任大臣勘例」・同九二〇二一号「某書状断簡」紙背・同二五五九八号「任大臣勘例断簡」、⑤の原標紙である同五一九五六号「類聚雜例第九下表紙」と末尾後闕部の同五一九四三三号「藏人補任並上表勘例断簡」を、原位置に復原して補入した。

併せて上冊収録の四卷に属していた新出断簡を、本文補遺として収録した。原標紙以外は、いずれも古筆を珍重して書状断簡の紙背となつて伝来したものである。③には原標紙の一般文書目録五一九四八号「類聚雜例第七上表紙」を、②には原標紙の同九一九〇五号「類聚雜例第八表紙断簡」・同九一八八三号「類聚雜例表紙見返」および見返の目録前闕部に相当する宮内庁三の丸尚藏館（二〇二三年一〇月より皇居三の丸尚藏館）所藏「古筆手鑑（第三類）」表面一〇丁裏「後深心院関白道嗣筆断簡」、さらに本文前闕部分の前に接続する一般文書目録九一八八四号「某書状断簡」紙背・同九二〇〇〇号「某書状断簡」紙背を、①には断簡である同五一九一二号と同二五五九六号との間の中闕の一部に相当する同九一九三四号「慈伝消息」紙背を補った。

また参考として、「丞相以下官位昇進雜例（後法興院殿御筆）」〔第十四函八十九号〕を収めた。近衛政家（後法興院、一四四四～一五〇五）筆とされ、④と⑤の抜書である。二紙からなるこの抄出からは、現在は失われている⑤の冒頭部、近衛大将と二位中将に関する内容を補うことが出来る。

口絵には、各巻から一点以上の図版を掲げた。一頁目上段には勘文の原形態をある程度残す箇所（⑥第四〇・四一張）、下段には官職の成功の額に関する箇所（④第六九・七〇張）を掲載した。二頁目の「近衛五位将監兼他官

例」〔⑤第七張〕では、住吉綱主と滋野直（貞）道の事例が引かれている。

この二件は「日本後紀」散逸部分にかかる新出の内容で、八世紀末～九世紀前半の任官事例として貴重である。三頁目（⑤第二一・二二張）には、征夷・征東大将軍の勘例を掲げた。四頁目には「類聚雜例」の原標紙の形態がわかる写真を四葉掲げた（一般文書目録五一九五〇号および同端裏、一般文書目録九一九〇五号、同九一八八三号）。このうち「類聚雜例」巻八の原標紙は現在三断簡となつて伝来しているが、切断前の姿が近衛家熙（予楽院、一六六七～一七三六）による陽明文庫所藏「予楽院臨書手鑑」裏・一五三「近衛道嗣筆跡写」（『陽明叢書』図書篇第十五輯）に模写されている。

卷末には、附載として解題・補訂表・索引を付した。索引は、対象を人名・地名・書名に限定し、収載頁を掲げた。史料本文での表記は、一部項目での併記に止めている。

③を除く六卷には紙背文書が存在し、延文元年・同二年（一三五六・五七）頃の書状がまとまっている。特に延文元年六月に編纂が開始された『新千載和歌集』（および前提となる「延文百首」）に関わる書状が多数ある。宛所の人名には近衛家家司の藏人右少弁平信兼（一三八一一年没）など複数みえ、近衛家に集まった書状であろう。したがって本書の書写年代は延文二年以降となる。原標紙や一部の巻（②⑤⑦など）の本文に近衛道嗣（後深心院、一三三二～八七）の筆蹟が認められることから、陽明文庫本「勘例」は、十四世紀半は過ぎに道嗣や家司信兼の周辺で編纂あるいは書写されたと考えられる。

断簡補入で触れたように下冊編纂の過程では、原標紙を確認した。いずれも外題に「類聚雜例」とあり、巻七上、巻八、巻九上・中・下の計五巻分が現存する。外題と見返の目録はいずれも道嗣筆である。紙背文書の年代に照らして書写時点での標紙としてよく、少なくとも道嗣の許では「類聚雜例」として本書は蔵されていた。この原標紙から、陽明文庫本「勘例」の全体像をいくらか復原することができ、標紙外題の巻次と現存七巻との関係は、推定も含めて以下の通りとなる。

類聚雜例第一～第六 不明
類聚雜例第七上 年中公事（自元日朝賀 至節會雜事）
↓残存せず
↓③

〔類聚雜例第七下〕 年中公事二

類聚雜例第八 年中公事三 叙位 附出位階 ↓②

類聚雜例第九上 年中公事四 除目上 ↓⑥

類聚雜例第九中 除目中 附出任官上 ↓④

類聚雜例第九下 除目下 附出任官下 ↓⑤

〔巻次未詳、第七下の可能性あり〕 ↓⑦

〔巻次未詳〕 ↓①

以上の通り、現存の『勘例』七巻は『類聚雜例』の年中公事の部の一部であった。上冊収録の断簡も含め、現段階で判明している『類聚雜例』の全体像は、解題末尾の復原対照表で一覧できるようにした。

原書名が明らかになったことで、本書の成立についても若干の見通しを得た。道嗣の日記『後深心院関白記』には本書と直接関わる記述は見出し難いが、洞院公賢の日記『園太暦』延文二年十二月三日条の道嗣書状を写したなかに「例抄一卷、先随書写出返進候、」とあり、続いて貼り継がれた四日の道嗣書状にも「雜例第十了了、」とある。「雜例第十」は時期的にも本書と一具であった巻である可能性が高く、本書は公賢より道嗣が借覧した可能性がある。

また原書名および中原氏による勘申の占める割合からも注目されるのは、『本朝書籍目録』に載せる「雜例抄大外記師重抄 廿巻」である。諸本により「雜例抄 十三巻」との關係が不明瞭な記載ではあるが、中原氏歴代に「雜例」「雜例抄」なる著作のあった徴候は認められ（和田英松『本朝書籍目録考證』明治書院、一九三六年、大島幸雄「雜例」「雜例抄」について『国書・逸文の研究』所功先生還暦記念会、二〇〇一年）、本書の前提となるものであろう。本書に収める勘申を進めた人物には、師重に続く世代の中原氏が多く、「師重抄」への増補といった成立過程は想定されよう。

『勘例』の全体、あるいはまとまった分量の近世写本の存在は報告されていない。しかし国立公文書館所蔵『押小路文書』（古一―二八四）第六十四冊所収の『除目雜例抄』など、「勘例」と同一素材を使用した史料の存在も知られる。これらと『勘例』との關係性の解明も今後の課題となる。

また本書は、本所「古記録フルテキストデータベース」収録の従来日記

類とは体裁を異にしており、オンライン公開の方法についても模索していく必要がある。

なお、以下の箇所に訂正を加える。上巻目次五頁八行目および下巻目次四頁三行目の「勘例終、始位階越階等之例」は、正しくは「勘例始、終位階越階等之例」である。また、下巻三二二頁九行目の『後深心院関白記』は、正しくは『後深心院関白記』である。お詫びして訂正をお願いする。

翻刻に際してご許可を賜った公益財団法人陽明文庫および、様々な便宜をはかっていただいた同常務理事・文庫長の名和修氏、同事務長の名和知彦氏に感謝申し上げる。

（巻頭口絵図版四頁、例言一頁、目次二頁、本文三五八頁、本体価格一七、〇〇〇円 岩波書店発行、二〇二三年三月二八日）

『大日本史料 第六編之五十一』出版報告

本郷恵子・西田友広・林 遼
本冊には、南朝長慶天皇の天授三年Ⅱ北朝後円融天皇の永和三年（一三七七）の年末雜載のうち、学芸（承前）、疾病・死没、莊園・諸職、寄進、売買、譲与、貸借、年貢の史料および天授三年Ⅱ永和三年の補遺史料を収録した。以下、注目される記事や注意を要する点について列記する。

学芸（承前）の項には、聖教の書写奥書を中心に収録した。なおこれらの中には永和三年正月八日条の北朝後七日法および永和三年七月六日条の五大虚空藏法に関連するものも含まれている。それぞれ当日条とあわせて参看されたい。

疾病・死没の項で注目されるのは、以下の人々である。まず、土岐義行の実母および養母に関する史料を収録した。義行は土岐頼雄の実子で、その弟頼康の養子となっていた。そのため義行が「母儀」の死去により美濃国に下向したことを三月七日に伝聞した洞院公定は死去したのが実母か養母かについて判断を迷っている。しかし、義行の養母については九月十三日に五旬の法要が行われていることから、三月に伝聞があったのは義行の実母と考えられる。義行はこの年、実母・養母の二人を相次いで失ったのである。また後

醍醐天皇の武者所に仕えて歌人としても知られ、この年九月四日に死去した東氏村に関する史料を収録した。この年の晩秋から初冬にかけて宗良親王の皇子も死去している。『系図纂要』では宗良親王の皇子である「興良親王」が九月十日に死去したとするが、「古本帝王系図」(『南朝事跡抄』所収)は興良を護良親王の皇子としている。『新葉和歌集』の詞書の「長月のすゑつかた」を皇子の和歌が詠まれた時期とするか、それが宗良親王のもとに届いた時期とするかで九月十日の評価も変わってくるが、いずれにしてもこの頃に宗良親王の皇子が死去したことは間違いないと思われる。

「庄園・諸職」の項では東寺領播磨国矢野荘でのいわゆる「永和の惣荘一揆」(『永和の嗽訴』)に関わる史料を収録している。矢野荘の百姓らは、矢野荘例名学衆方の給主華嚴院法印弘雅の代官である上総法眼祐尊の非法を訴え、一味神水のうえ、正月十四日に逃散し、百姓等の連署訴状が同十八日に東寺に到来した。祐尊と百姓との対立はこの後、東寺・守護勢力を巻き込みながら翌年まで続くことになるが、この経過については網野善彦「播磨国矢野荘」(『網野善彦著作集第二巻』)『中世東寺と東寺領荘園』岩波書店、二〇〇七年、初出は一九六五年)・佐藤和彦「惣荘一揆の展開」(『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年、原論文は一九六六・六八年)・伊藤俊一「高井法眼祐尊の一生」(『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は一九九二年)などを参照されたい。

一八九頁以下に収録した肥後国上竹原郷田地坪付注文は、『大日本古文書家わけ第十三』阿蘇文書之一一九九号文書としても収録されているが、「コノ文書、本文第十行以下原本ヲ缺ク、今阿蘇文書写二摺リテ之ヲ補ヘリ」と注記され、十行目以下は「阿蘇文書写第二十六」所収の写を底本としたと考えられる。本書では冒頭九行分は熊本大学附属図書館所蔵阿蘇文書を、十行目以下は熊本県立美術館寄託阿蘇文書を写真に基づいて底本とした。両者はそれぞれが相補う関係にあるとともに、いずれも文書上半分のシミの付き方が共通することから、本来一具の文書と判断した。なお、史料編纂所にはこの注文の全体の影写本が『阿蘇文書 三』(三〇七・九四―一三)にも収められており、内容的には写真の文書を影写したものと考えられるが、箇所によっては筆跡が上掲のいずれの写真とも明らかに異なるとこ

ろもある。

二三三頁以下では、東寺百合文書と宮内庁書陵部所蔵文書から、三河国額田郡山中郷の北方・南方それぞれの公田等名寄帳を収録している。それぞれ端裏書に「二巻内」とあることから本来一具のものであったと考えられる。これに関連する史料として『大日本史料 第六編之五十』三五三頁に収録した「古芸余香」が存在する。『古芸余香』は田中光顕の編纂にかかり、『大日本史料 第六編之五十』では史料編纂所架蔵の写真帳に収められた前田育徳会尊経閣文庫本を用い「山中帳、両方二巻之内」としたが、正しくは「山中帳、南方、二巻之内」となる。

「庄園・諸職」の項および寄進の項には、慈聖院領諸荘園重書正文已下目録を複数箇所収録しているが、本史料には早稲田大学荻野研究室本(早稲田大学中央図書館本)と史料編纂所本の二種類が存在する。いずれにも龍湫周澤の花押が存在し、原本と考えられるが、記入内容に若干の出入りがある。本冊では記入情報の多寡により、適宜両者を収録している。

なお、主殿寮領小野山供御人と主殿寮供仕所年預との相論に関する史料(九〇頁所収)に関連しては同年九月日の供仕所年預伴守連の陳状案が存在している(『圖書寮叢刊』『壬生家文書三』六一六号)。本来であれば収録すべき史料であり、合わせて参照されたい。

寄進の項では、二八二頁以下に収録した宝泉寺文書の寄進状に「永和三年大千魃」とあることが注目される。永和三年の早魃・飢饉については、『大日本史料 第六編之五十』に収録した雑載氣象・災異の項も参照されたい。また、二六五頁の中山法華経寺古文書、二七七頁以下の大徳寺文書および二八三頁の立政寺文書の寄進状については、同日付の売券も存在しており、売買の項に収録している。

譲与の項の三三三頁以下に収録した青方文書の譲状の内、塩屋に関する文章は文意を取りづらいつころがあるが、元徳二年閏六月二日青方覚性譲状案(『鎌倉遺文』三一〇九二号)の文言を参照すると「惣領の塩釜に二人入るべし」の意かと考えられる。

年貢の項の三三七頁以下に収録した性阿莊嚴田所當散用状は、史料編纂所が近年購入した史料である。

補遺には『大日本史料 第六編之四十九』『同五十』に収録した天授三年
「永和三年の補遺史料を収録した。近年紹介された『広橋家旧記抜粋写』
（下村周太郎「早稲田大学図書館所蔵『広橋家旧記抜粋写』の翻刻」『鎌倉遺
文研究』四八、二〇二一年）・広橋家記録所収文書（村井祐樹「湖東の有用
水相論から」『国立歴史民俗博物館研究報告』二三四、二〇二二年）や、史
料編纂所が近年購入した『細々要記』の記事などを収録している。なお、
『細々要記』については本冊本編部分にも収録している。

八月十二日「南党菊池武朝、北党今川頼泰・大内義弘等ト肥後白間野大水
関二戦ヒテ、敗績シ、種田宮及ビ菊池武義・菊池武安・阿蘇惟武等、皆之ニ
死ス。」の補遺として収録した「新撰事蹟通考」所収の系図には混乱が見ら
れ、菊池武安・阿蘇惟武が八月十二日に「筑前国蜷打」で戦死したとする。
しかし、蜷打は肥前国であり、また同所での合戦は正月十三日の出来事であ
る。同日の条も参看されたい。

補遺二八頁に収録した『細々要記』に八月二十日夜の「大雨大風」につい
て「五十年百年之内ニモ不覚ト云ホトノ事」とあるのも興味を惹かれる。
なお、本冊の編纂には、前冊までと同様、学術専門職員鈴木久美の協力を
得ている。

（目次二頁、本文三八七頁、補遺目次三頁、補遺本文三六頁、本体価格一
〇、六〇〇円）

『大日本史料 第七編之二十五』出版報告

榎原雅治・前川祐一郎・海上貴彦
本冊では、応永二十六（一四一九）年の八月から十二月までの史料を収め
た。

朝廷の儀式・行事関係では、足利義持が三度目の上卿を務めた石清水八幡
宮放生会（八月十五日条）に最も多くの史料を収める。放生会全体について
最も詳細な情報を含む『建内記』を冒頭に掲げ、以下他の史料で情報を補う
構成とし、警固役や御座船引人夫の賦課に関する史料も収めた。本年の年中
行事は、中原師胤の日記「師胤記」にのみ記録の残るものが多い。釈奠（八

月五日条、御燈（九月三日条）、重陽平座（九月九日条）、例幣（九月十一
日条）、平野祭・春日祭（十一月七日条）、梅宮祭（十一月八日条）、鎮魂祭
（十一月十三日条）、新嘗祭延引追行（十一月十四日条）、豊明節会延引（十
一月十五日条）、吉田祭（十一月十九日条）、大原野祭（十一月二十三日
条）、月次祭（十二月十一日条）などである。なお「師胤記」の史料的人格
については、榎原雅治「国立歴史民俗博物館所蔵『中原師胤記』及びいわゆ
る「師郷記」について」（『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一―四
『古記録の史料学的な研究にもとづく室町文化の基層の解明』）に詳しい。

朝廷官職の任免については、小除目（八月七日条）のほか、九条満教の左
大臣辞任（九月是月条）、広橋宣光の正五位上叙位（十一月二十七日条）、任
大臣節会、徳大寺公俊の任左大臣、二条持基の任右大臣、西園寺実永の任内
大臣、小除目（十二月五日条）、裏松義資の檢非違使別当解任（十二月十五
日条）などの史料を収めた。三月に参議に任じられ、同じ年の内に中納言と
なった、裏松義資の昇進の早さが目を引く（十二月五日条）。また、伊勢の
藤原景秀が左衛門尉に任ぜられた（九月十一日条）。

称光天皇関係では、東洞院仙洞御所への行幸（八月二十一日条）があり、
仙洞御所では舞御覧が行われた。行幸の往路には義持も供奉している。ま
た、天皇の生母日野西資子が伏見を遊覧している（十月二十五日条）。

後小松上皇関係では、禁裏料所近江船木荘の知行を三宝院満済に安堵して
いる（十二月二十四日条）。学芸については、百首の詠歌（十月是月条）の
ほか、月次御楽（十月十五日条）の史料を収めた。御所の行事としては、御
粥始があり、義持も参仕（十月二十二日条）している。上皇の親族について
は、皇女（後の護国院）の大聖寺入室（十一月二十日条）があり、また別
の皇女の着袴の儀（十一月二十五日条）が伝わるが、該当者なく、あるいは
称光天皇の皇女との混同かもしれない。

幕府は、膝下の京都において西京以外での麴業を停止した（九月十二日
条）。停止命令は管領・侍所の施行・遵行を経て、幕府使節の監視下で酒屋
等に麴室を破却させ、以後麴業を行わない旨を約した請文を提出させてい
る。現存する酒屋等の請文は五二通にのぼり、酒屋や土倉の所在地の記載、
「町人」の証判の存在などから、商工業史や都市史などの研究でつとに注目

されてきた。本冊では請文を、原則として日付順、同日付のものは地域ごと（南北・東西の順）に配列した。この停止命令の趣旨は、麴業の利益をもって西京神人の勤める北野社神役の保護にあるとされ、停止命令の出された日、義持は北野社に参籠して法楽の舞楽を行い（九月十二日条）、同月中に北野社に御正体を奉納したこと（九月二十二日条）とあわせ、北野社に対する義持の崇敬保護の姿勢を示すものと理解される。

また社寺造営のための段銭として、上醍醐造営料として越後国に段銭を（九月八日条）、出雲国に同国伊弉諾・伊弉冉両社の造営段銭を（九月八日条）、それぞれ賦課している。

各国の守護等を通じた遵行・安堵は、九条家領和泉日根荘（九月二日条）、天龍寺領信濃四宮荘内北条（九月六日条）、毛利頼広の所領安芸吉田荘内麻原郷地頭職（九月二十六日条）、山城地藏院領近江余呉荘内丹生・菅並両村（九月二十七日条、十二月十九日条）、仁和寺円宗寺領越中石黒荘内広瀬郷領家職（十月十七日条）、仁和寺理証院領大和中鳥見荘（十二月十七日条）、醍醐寺三宝院領美濃帷荘（十二月三十日条）に対し行われている。また、東寺八幡宮領山城上久世荘荘民の所役対捍の譴責も命じた（八月七日条）。裁判関係では、東寺と中御門宣輔の山城植松荘巷所の知行をめぐる相論を裁許している（十一月七日条）。判決確定後に御教書の発給が滞ったことは興味深い。また交通関係では、相模清浄光寺・京都金光寺および末寺の時衆に、近江三井寺関の通行を保証している（十月二十日条）。

諸役免除関係では、伏見宮領山城伏見荘の長講堂修理段銭を京済とした（九月十七日条）ほか、鹿王院領武蔵赤塚郷への伊勢外宮役夫工期催促の免除（十月二十七日条）、東福寺栗棘庵領能登志津良荘等への段銭以下諸公事・臨時課役の免除（十一月七日条）、東寺及び最勝光院への寄檢非違使俸禄の免除（十二月三日条）、東寺領洛中散在敷地への松尾社地口銭催促の免除（十二月十七日条）、泉涌寺雲龍院領播磨伊川下荘への守護使不入地としての諸公事免除（十二月十九日条）、京都金光寺領山城上久世荘内田地への諸公事免除（十二月二十九日条）を行っている。

寺社への寄進や安堵等としては、義持の御判御教書により、安房国衙職を熊野新宮神宝要脚とし（八月二十八日条）、山城久世郷および山科荘地頭職

を醍醐寺三宝院に安堵し（十一月十二日条）、近江大柳荘の替として越中呉服荘南方を三条坊門八幡宮に寄進し（十一月十三日条）、美濃永保寺に当知行寺領を安堵（十二月二十七日条）している。

祈禱関係では、諸寺に春日社怪異と二星合変異の祈禱（九月十日条）、二星合変異の祈禱（十月四日条）を行わせ、室町第で五壇法（八月二十八日条）や泰山府君祭（十二月二十五日条）を行っている。

また禅宗寺院の統制も行い、建仁寺の規式（八月是月条）、五山禅院の規式（十月九日条）を定め、五山禅院規式の規定遵守のため、相国寺僧に断酒の起請文も書かせている。

その他の義持の動向としては、内大臣を辞任し（八月二十九日条）、伊勢神宮（九月十八日条）、平等寺（十月九日条）、石清水八幡宮（十一月十二日条）に参詣・参籠している。石清水八幡宮・北野社の神事に関し照会するなど（十一月四日条）、仏神事への関心は依然高い。また詳細は不明ながら、藤井嗣孝と八条公興を処罰し所領を没収した（十二月十六日条）。

義持の親族に関しては、弟の大覚寺義昭が金剛院俊尊より伝法灌頂をうけ、義持は経費を助成している（十二月二十五日条）。前年に死去した足利満詮（義満弟）の息男息女が相次いで夭折した（八月三十日条）。足利義満の室で後小松上皇准母、北山院裏松康子も死去したが、諒闇も天下触穢もなく、翌年その御所は壊され、遺領も分散した。康子に実子はなく、猶子の一人義持とは不和であったという（十一月十一日条）。また、曾祖父足利尊氏の母上杉清子の年忌仏事を行っている（十二月二十三日条）。

東国の鎌倉府は、武蔵南一揆に恩田美作守・肥前守の追討を命じ（八月十五日条）、鶴岡八幡宮領下総下河辺荘彦名河関への諸人の違乱停止（九月十五日条）、上総加津社内三佐古村の進士重行への沙汰付（十二月十五日条）、相模円覚寺の寺領安堵（十二月十七日条）などを行っている。また、常陸鹿島社護国院に長日護摩修法を命じている（十月二十九日条）。

守護家など大名関係では、まず、本年正月八日に関東管領となった上杉憲実は、伊豆・上野領国の守護に補任された（八月二十八日条）。山城守護一色義範は、東寺八幡宮領同国下久世荘下司・公文に対し石清水八幡宮番役を免除している（十二月三十日条）。

伯耆守護山名氏之は、同国相見莊八幡宮領・日吉津村大神宮領に諸役を免除し（十二月二十五日条）、石見守護山名常勝は同国益田兼理の所領を安堵した（十月四日条）。また常勝はその母勤修寺経顯女浄音尼（阿賀）から所領を譲与されている（八月十八日条）。

周防・長門・豊前守護の大内盛見は、長門来原盛忠への所領充行（八月二十二日条）、周防国分寺・法華寺への諸人の違乱停止（八月二十五日条）、豊前求菩提山衆徒と地頭如法寺宗能の争いの調停（十二月三日条）、長門住吉社への同社鳥居用木の選定の認可（十二月五日条）を行っている。

伊予守護河野通久は、同国忽那島三島社・八幡宮の社領および長隆寺の寺領を安堵している（十月是月条）が、対立する庶子家の河野通元も、忽那通経の知行を安堵している（十月二十九日条）。当時の情勢を示す史料に一部漏れがあり、補遺で収録する予定である。

本年中に九州探題は洪川満頼から子の義俊に代わったが（応永二十五年是歳条の立綱は訂正）、「南蛮船」が薩摩の町田家久領内に着岸・逗留した際には、まず満頼が幕府に注進、家久に対し博多への回航を命じたものの、翌年まで「南蛮船」の薩摩逗留は続き、新探題義俊と洪川氏被官板倉宗寿からも再三回航が督促されている（八月五日条）。また義俊は肥前守護として、同国佐嘉郡内の河上宮領への段銭催促を停止している（十一月二十一日条）。筑後守護大友親著は、前年より、大宰府天満宮領同国長田莊をめぐる裁判を行っている（八月十二日条）。

薩摩守護島津久豊は、野久尾彦三郎の本領を安堵し（八月二日条）、薩摩永利城に島津忠朝を攻め、同城を開城させた。忠朝は同国隈之城に退き（以上八月二十九日条）、樺山教宗らと盟約を結んでいる（十月二十八日条）。

そのほか地方の武士の動向としては、陸奥での南部政光の同光経への所領安堵（八月六日条）と留守家継の息女千世犬への所領譲与（十二月十五日条）、尾張織田教継の同国一保大薬師堂への田地寄進（十月八日条）、播磨上月吉景の子息景久・景氏への所領譲与（十一月是月条）、安芸毛利光房・小法師丸（後の熙元）父子と一族中との内訌に対する安芸・石見の国人の調停（十二月二十四日条）、肥後高瀬武楯の同国繁根本八幡宮・寿福寺への田地寄進（十二月十八日条）などの史料を収めた。

公家・皇族関係では、まず伏見宮について、その所領をめぐる事件が起こっている。播磨飾磨津別符は、萩原宮直仁親王王女の尊立尼から、つづいて貞成王からも、鹿王院に寄進され（八月十六日条）、その後も鹿王院と、尊立尼・伏見宮の下での同別符代官経増との間に相論が続いた。複雑な一件であるが、尊立尼は同別符を四代当知行の地として寄進したのに対し、貞成王は、直仁親王の一期知行後に伏見宮に伝領された、室町院領の内と認識している。この貞成王の認識を確実に裏付ける史料はなく、白根陽子氏が示唆するように（『伏見宮家領の形成』『女院領の中世的展開』同成社、二〇一八年）、貞成王の誤認と、尊立尼から解任され代官職の保護を伏見宮に求めた経増の主張・行動とが、事態を複雑にしたかと思われる。

ちなみに、直仁親王王子の季明周高は、春屋妙葩（その塔所が鹿王院）の弟子で、萩原宮領としての飾磨津別符の知行・経営の維持にも関与したが、その周高がこの時期に死去したこと（八月十三日条）も、尊立尼による寄進の契機となったのであろう。

貞成王は、伏見に長講堂の寺役が賦課された際には、伏見宮からの一円の差配を認める後小松上皇勅筆の奉書を求め、受給後、これを知行の安堵に等しいと喜んだ（十月九日条）。近江山前莊等について義持に訴えたこと（十月九日条）、筑前住吉社領への洪川氏被官板倉宗寿の押領の停止を求める交渉のこと（十一月十五日条）などと合わせ、伏見宮領の知行の維持や回復のための貞成王の苦闘を物語る。なお、赤松義資が美作田殿莊の代官職を望んだが、貞成王はこの件を知行主の松崖洪陰に一任した（十一月二十四日条）。伏見の寺院との関係では、貞成王は、即成院院主梵基の住持職譲与を安堵し（十月十七日条）、用健周乾からは、藏光庵住持職競望の幕府への挙状を求められている（十月二十一日条）。また、上記二寺への参詣（十月二十二日条）のほか、御香宮の祭礼（九月一日条）、法安寺造宮の勧進相撲（十月三日条）を見物している。

貞成王の学芸関係では、名月の詠歌（八月十五日条）、名月歌合（九月十三日条）のほか、前年に立願した北野社法楽和歌を披講している（十月八日条）。また御香宮に自写の般若心経を奉納した（十月三十日条）。

貞成王の親族に関わる記事としては、栄仁親王の忌日仏事（十一月二十日

条)、光厳天皇・栄仁親王秘蔵の重宝の取り戻し(十月二十八日条)、王女はい(後の智久)の魚味・深剪の儀(十二月二十七日条)などがある。

伏見宮の年中行事としては、亥子(十月四日条)、薪御宴(十月二十九日条)があり、贈答関係では、八朔(八月一日条)のほか、後小松上皇(十二月六日条)・義持(十一月二十六日条)に蜜柑を贈り、青蓮院義円の求めに応じて、伏見宮御所の庭木を贈っている(十二月十九日条)。

ほかの皇族・公家では、木寺宮世平王王子の明仁・承道がそれぞれ妙法院・仁和寺に入室・得度し(十月十九日条)、さらに親王宣下が行われた(十二月二十一日条)。また、今出川公行が同公富に琵琶の秘曲を伝授し(八月二十八日条)、烏丸豊光が所領撰津河北牧を子女らに譲与(十一月二十四日条)している。

寺社関係に目を向けると、まず京都・山城の顕密系寺社では、宝池院義賢が六条八幡宮別当となり(八月七日条)、石清水八幡宮寺檢校には、善法寺宋清にかけて田中融清が還補された(八月十八日条)。

五山関係では、相国寺に、古幢周勝が住持となり入寺した(八月十一日条)ほか、塔頭永寿院の火災があり(八月十六日条)、中国の禪僧中峰明本の百年忌仏事が行われた(八月二十九日条)。また、東福寺の歌僧清嚴正徹は、今川範政邸に一夜百首和歌を詠じた(十月是月条)。

山城の寺社領の住民の動向としては、当時上賀茂社の支配下にあった山城貴布禰と二瀬との間に山の堺相論があり、貴布禰谷の上賀茂社神人が殺害される事件があった。同社の「一社一同」の訴訟を受けた幕府は、侍所所司代氏家範長に二瀬を攻めさせている(十一月十八日条)。

大和では、興福寺の維摩会が行われ(十月二十一日条)、その史料として、本所所蔵「興福寺維摩会第二夜聴衆交名(応永二十六年)」の全文も収めた。同じく収録した「維摩会寺務方故実記」は、高山有紀氏の翻刻があるが(『中世興福寺維摩会の研究』勉誠出版、一九九七年)、国立歴史民俗博物館所蔵水木家史料中の「維摩会御寺務御出仕御記」と同じく、興福寺東院の頭守の記録であるうか。春日若宮祭では、大乘院経覚が田楽頭をつとめており、大乘院領の段銭賦課の史料も収めた(十一月是月条)。

伊勢では、伊勢神宮外宮の式年遷宮が行われた(十二月二十一日条)。こ

れに先立ち朝廷から神宝使が発遣された(十一月二十日条)。その神宝送官符は、天正十三(一五八五)年の遷宮の際に作成された写本「応永外宮御神宝誂合」を底本とし、近世の遷宮史料も参照し校訂した。また、神宮の「比具」上分を滞納した同国飯高郡の給主に北島満雅が納入を催促している(十月九日条)。

近江では、延暦寺で、檀那院相蔵にかわり青蓮院義円(後の足利義教)が天台座主となった(十一月三日条)。新座主義円による延暦寺諸職の補任も行われ、同日条に合叙した。中心となる史料「華頂要略」は、本冊では史料編纂所架蔵謄写本を底本とした。また、延暦寺のいわゆる山門使節として、乗蓮坊兼宗が近江葛川住人の同国下立関の勘過を保証している(十月二十一日条)。また同国では、四月五日に祈願所となった真野荘内崇寿寺に臨時課役が免除された(十二月十二日条)。文書発給者は未詳であるが、しばらく近江守護六角満綱の意を奉じた奉書としておく。

豊前では、前年義持が守護大内盛見に命じた宇佐八幡宮および弥勒寺の造営が進行している(十一月二十五日条)。

対外関係では、六月の朝鮮の対馬攻撃(いわゆる応永の外寇)の後、対馬守護の宗貞盛は朝鮮に使者を派遣し「降」を乞うた。これに対し朝鮮側は対馬島民の「巻土来降」を促している(九月二十日条)。朝鮮は対馬再攻の準備をすすめたが、その賦役を恐れ流亡する人民多く、ついに再攻の中止を決定する(十月二十六日条)。ちょうどその頃、義持が使僧無涯亮倪を朝鮮に派遣している(十二月十七日条)。亮倪は大蔵経を求め、義持の書を進め、翌年、国王世宗に拝調する。世宗は対馬攻撃の理由を亮倪に伝えたという。なお亮倪の帰国に同行した朝鮮の回礼使が、道中の記録「老松堂日本行録」の記主宋希環である。

上記以外に死歿・薨卒・寂伝条を立てた人物は、楽人の安倍季村(八月三日条)、駿河大石寺住持日影(八月四日条)、前権中納言正二位油小路隆信(八月二十八日条)、前建仁寺住持季芳妙曇(九月一日条)、前相国寺住持無説景演(九月三日条)、左近衛中将平松資敦(九月四日条)、非参議従三位水無瀬具隆(九月十七日条)、西大寺長老英源(十月四日条)、非参議正三位冷泉範定(十二月二十一日条)である。

なお本冊の編纂には、前冊までと同様、学術専門職員藤井麻衣子氏の協力を得ている。
(目次二〇頁、本文四三二頁、本体価格一〇、五〇〇円)

『大日本史料 第十二編之六十三』 出版報告

本冊には、元和九年(一六二二)三月二十一日から五月十六日までの史料を収録した。以下にその概要を紹介する。

三月二十一日の第一条では、安芸広島城主浅野長晟の江戸城天主台石垣修復普請を取り上げた。これに先立つ元和七年五月ころ、在国中の浅野長晟に、江戸城天主台石垣の普請助役の命が達され(以下、小宮木代良「元和度の江戸城本丸天主台普請と広島浅野家」(『近世統一政権の成立と天下普請の展開』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二—一八)参照)、翌元和八年二月十八日より事始めとなった(元和八年二月十八日条参照)。この普請は、元和八年八月ころに完成し、十一月に秀忠から賞賜を受けていた。ところが、十二月ころに、積んだばかりの石垣の崩落が発生し、あらためて翌元和九年正月から修復のための普請が浅野長晟に命じられた(「本光国師日記」)。三月二十一日は、その修復普請の完成への賞賜が行われた日付である。明治四十五年刊行の『東京市史稿』では、侯爵浅野家からの回答をもとに、元和九年三月をもって元和度の江戸城本丸天主台普請の完成と位置づけている。

三月二十一日の第二条では、長門萩城主毛利秀就の重臣福原広俊の死歿を扱った。広俊は、毛利家中で重きをなした福原家に永禄十年に生まれ、天正十九年に父元俊から家督を譲られて十三代当主となった。毛利輝元に仕え、慶長二年に朝鮮陣のために渡海し、関ヶ原戦に際しては、吉川広家らとともに和平交渉を担い、毛利家の存続に尽力した。輝元の隠居後は継嗣秀就に仕え、江戸と国許を往復しつつ、若年の秀就による政治を支えた。特に江戸においては、「聞次」と称される幕府との交渉役を務め、毛利家の居城地の選定や公儀普請等、多くの重要案件に関わった。元和二年には、江戸での交渉

役を退いて国許に戻ったとされ、同八年二月に嫡男元俊に家督を譲った。遅くとも同年四月には病を得ており、本復することなく、同九年三月二十一日に国許で歿した。享年五十七歳であった。
以下、本条の構成について摘記する。

まず、広俊の訃報を伝える同時代史料に加えて、墓碑・位牌や系譜史料等、彼の死歿に直接関わる史料を採録した。また、各時期における事績を示す一次史料を採録するに先立って、家中内外における広俊の立場や事績について書かれた伝記類を採録した。それらに見える記述の中でも、一家臣である広俊が家康・秀忠の御内書を受給していたとの記事は、幕府との関係における広俊の立場を物語るものとして興味深い。
次に、関ヶ原戦以前における毛利家の年寄としての事績に関する史料を年次順に採録した。打渡状への署判、朝鮮陣における軍監としての任務、秀就の袴着のことを家康に取り次ぐ等、多彩な活動が知られる。

続いて、関ヶ原戦後に加判役となって以降の事績を示す史料を年次順に採録した。特筆されるのは、輝元への書状において、江戸証人や秀就の参府・帰国等の重要案件に関する本多正信・同正純との内々交渉の経緯が記されている点であり、「聞次」としての活動をここに見て取れる。また、広俊の居所と行動を示す史料として、江戸のみならず、駿府や国許での活動を窺える広俊書状も採録した。なお、山口県文書館所蔵の「毛利家文庫文書」や「遠用物」から未翻刻の文書を多く採録した。

最後に、広俊本人の身上に関する史料や、秀就の形儀について輝元に具申する様子が分かる史料を年次順に採録した。身上に関しては、率直な意見の提示を広俊に求める輝元の書状や、幕府からの知行を断ってまで毛利家に奉公していたことを諷う広俊書状が目を引く。一方、秀就の形儀は江戸で「聞次」として幕府と毛利家の間に立って活動していた広俊の大きな関心事であり、「私身上すたり申候でも、御形儀な^(そ)り候へ(不苦)(九五頁)とまで述べている。遊興に耽るといった秀就の問題行動をたしなめるよう輝元に求める長文の広俊書状からは、幕府に目を付けられないよう細心の注意を払う広俊の姿が見て取れる。広俊は江戸に詰めていた毛利秀元が秀就の問題行動の一因となっていると考えており、秀元を帰国させようと本多正信らに根回し

している様子も随所から窺える。

紙数の制約上、広俊が受給・発給した文書の多くを採録できなかつたため、そのリストを割愛文書目録として掲げた。また、広俊は時期により四種類の花押、一種類の印章を用いており、それらを参考として掲げた。

三月二十七日の条では、江戸小石川伝通院廓山正誉への紫衣の永宣旨賜与を扱った。また、便宜合叙として同年三月十七日の筑後善導寺大通上誉への紫衣永宣旨賜与を取り上げた。両寺ともに、知恩院末寺として、知恩院城誓法雲の取次により永宣旨賜与が実現されている。

三月二十九日の条では、萩原兼従に「日本書紀」の侍読が命ぜられたこと取り上げた。「舜旧記」には兼従が神龍院梵舜より指南を受ける様子が記される。兼従は吉田社吉田兼見の猶子であり、梵舜からは甥にあたる。

三月是月の条では、播磨明石城主小笠原忠真への帰国賜暇の取り上げた。忠真は元和三年の播磨移封の後、同八年十月に初めて江戸に参勤していたが、この時が初めての帰国となる。「小笠原忠真年譜」等から、尾張名古屋、京都、紀伊和歌山を経由して帰国したことが分かる。名古屋では徳川義直、和歌山では徳川頼宣に謁見した。

四月二日条では、美濃掛斐城主西尾嘉教の死歿を扱った。

四月四日の条では、「泰重卿記」の記事により宮中の甲子待を取り上げた。

四月五日の条では、「中臣祐範記」(春日社司中臣祐範の記録)、「宣乗記」

(一乗院坊官二条宣乗の記録、天理大学附属天理図書館所蔵)等から、南都水屋社での神楽において奈良奉行中坊秀政配下の者と大和郡山城主松平忠明家中の者が闘争し、死者が出た事件を取り上げた。事件は最初に殺害された郡山家中の者の親類が報復のために奈良に攻め寄せるといふ事態に発展するが、一乗院尊覚等の仲介により和談となった。「水谷戦闘実録」・「水谷闘諍記」・「南都大秘録」等の名称で十八世紀以降に南都を中心に流布した読み物はこの事件を題材としたものである(辻本恭子「翻刻『南都大秘録』」《中世軍記の展望台》和泉書院、二〇〇六年)。

四月七日の条では、「出家大望之衆目子留書」(南禅寺金地院所蔵)等の記事により、五山諸寺による將軍秀忠への誕生疏の進呈を取り上げた。四月七日は秀忠の誕生日に当たり、この日僧録では祈禱が修された。

四月八日の条では、同日附の山城知恩院法雲城誓による諸檀林及び惣門中への掟を取り上げた。

四月十日の第一条では、「泰重卿記」の記事により、土御門泰重による甲子革命についての勘申を取り上げた。翌年の元和十年(寛永元年)が甲子の年に当たる。

四月十日の第二条では、秀忠による諸大名への上洛日程の告知を取り上げた。この日、秀忠から、上洛の江戸出立を五月二十日頃とする「仰出」がなされた(「富士谷文書」等)。ほぼ同時に家光の上洛も告げられている(「松平忠利公御日記写」)。これを受けて、在江戸の佐竹義宣は、上洛出立の供連れに間に合うように国許の人数の江戸入りを指示している(「秋田藩家蔵文書」等)。なお、この時の秀忠上洛については、これ以前より風聞を含めて大名間で話題となっており、四月十日以前の情報に関する史料も再録した。

在江戸の細川忠利から国許に充てた正月十日附の書状においても、三月末頃上洛の風聞があると伝えられている。また、在江戸の鍋島勝茂家臣勝屋茂為から国許充の正月十六日附書状では、秀忠の上洛を三月初旬ころとする風聞を伝えている。正月二十六日附の国許充細川忠利書状では、四月には上洛があるだろうとしている。一方、国許にいた伊達政宗の二月から三月初めにかけての諸大名等充の書状では、秀忠上洛についての正確な情報の提供を依頼している。三月後半になると六月上洛実施予定との風聞もあつた(「坊所鍋島家文書」・「本光国師日記」・「松井文書」等)。

四月十日の第三条では、豊前小倉城廻りの土居・石垣等の修理及び城下葺原を埋め立てて屋敷とすることにつき、同城主細川忠利に対して幕府からの許可が出されたことを取り上げた。元和九年四月十日附の細川忠利充幕府年寄連署奉書で、右の内容についての許可が伝えられている。この年の初めころより、江戸の忠利と国許の家老・奉行の間では、小倉城二の丸等の堀・矢倉の修繕を周囲に目立たないように配慮することや、浜手の堀・矢倉の繕いについては、幕府への伺いを待つようにとの指示がなされている(二月二十一日附小笠原長元等充細川忠利書状等)。そして、この幕府年寄連署奉書の出された直後から、忠利の国許への積極的かつ具体的な指示が連続している(四月十四日附小笠原長元等充細川忠利書状等)。「わた紙之切手加判控帳」・

「御船頭へ之差紙之控帳」では、雇われた大工・左官・木挽等や、材料としての材木・縄・竹等の記録を通して、普請・作事の細かな内容を確認することができるとも、また、葭原の埋め立てによる城下地の拡大にも、積極的な指示を出している。

さらに、便宜合叙として、同年中に、さらに広範囲の小倉城・城下一帯で、右の普請・作事と平行して行われた「所々」の修復の記事を収録した。ここでも「わた紙之切手加判控帳」から、多様な事例を拾うことができた。開始後間もない小倉祇園祭の舞台作事の記事も見いだすことができる。

四月十六日の条では、陸奥刈田嶺の噴火のことを取り上げた。

四月十八日の条では、「松平忠利公御日記写」の記事により、三河吉田城主松平忠利への帰国賜暇のことを取り上げた。

四月二十二日の条では、秀忠より、家光に対して酒井忠世以下が附属せしめられたことを取り上げた。この日、秀忠から家光へ、酒井忠世・阿部正次・戸田康長・伊丹康勝等の「人分」が行われた（四月二十三日附佐竹義宣書状）。この「人分」の指示は、数日間以上にわたって出されたものであり、四月二十四日に在江戸中の榊原忠次から国許の家臣に充てられた書付では、右の四人以外にも榊原忠次自身を含む十三人と書院番衆百三十人が、「今度」家光へ附けられたことを伝えており、この指示は、さらに継続するであろうとしている。「寛永諸家系図伝」・「寛政重修諸家譜」で確認できるこの前後の秀忠から家光への家臣附属記事十七人分も収録した。

四月二十三日の条では、旧筑後山下城主筑紫広門が、豊前小倉において卒したことを取り上げた。筑紫広門は、肥前養父郡勝山に筑紫惟門の子として生まれ、戦国期の肥前東部から筑前にかけての地方領主として大友氏に属し、島津氏等とも争っていたが、天正十五年の豊臣秀吉の九州入りに際しては、旧領を没取の上、新たに筑後上妻郡山下城を与えられていた。文禄・慶長の朝鮮出兵への参加を命じられ、帰国後、関ヶ原戦では、西軍についたため領地を失った。元和九年四月十三日附の長男筑紫主水広門充遺言状では、牢人となった後に、細川忠興・同忠利の恩義を被ったことを記している。細川家関係の諸史料より、亡くなった時点で小倉にいたと推測されるが、「寛政重修諸家譜」のように加藤清正との関係を示唆する記事もあり、ある

時点までは肥後の加藤氏と関係していたとも推測される。細川忠興の斡旋で寛永四年に幕府旗本となった長男広門の主水家をはじめとして、諸家に系譜類等が伝来している。また本条では、参考として現在本所所蔵の「筑紫家々記」の全文を翻刻掲載した（これまでは、国立公文書館所蔵の写本から「佐賀県史料集成」第二十八巻に翻刻されたものがあつた）。

四月二十四日の条では、日吉祭を扱った。採録した「孝亮宿祢日次記」によれば、神輿の巡行は翌二十五日に順延している。

四月二十六日の条では、江戸城西丸腰掛所での従者の非礼等を秀忠が規制した動きを扱った。高声といった非礼を禁じる法度とともに、大額等を禁じる法度が四月二十六日付で発給されており、「東武実録」と「細川家記」から採録した。「細川家記」では両法度が命じられた日付を五月十五日としているが、網文の日付としては「東武実録」所収の両法度の日付に従った。

四月二十七日の条では、「泰重卿記」の記事により舞々の観覧を扱った。後水尾天皇の前で舞を舞ったのは、声聞師として土御門泰重の配下にあつたと思われる与左衛門なる舞々である。この観覧は、泰重の執奏で与左衛門に受領を勅許するのに先立って行われたものである。なお、観覧のち、受領勅許までの動きを便宜合叙として掲載した。当該時期における芸能民が得た勅許受領の申請・許可の仕組みを示す事例として興味深いものである。

四月二十八日の条では、大覚寺尊性法親王の灌頂を扱った。後水尾天皇連枝である尊性の灌頂は、兄に当たる仁和寺覚深法親王を大阿闍梨とし、四月二十八日から翌日にかけて大覚寺で実施された。まず、尊性の伯父に当たり、実際に灌頂に同席するとともに、灌頂当日前後の動きについても記載が豊富な日野資勝の日記を採録した。次に、灌頂に同席した者、灌頂の伝聞情報を得た者の順に公家・僧侶等の日記を採録した。続いて、本所架蔵の影写本「仁和寺文書」から「大覚寺宮御灌頂記」を採録した。これは、灌頂に参加した仁和寺心蓮院僧殿の手になる記録であり、計三点の道場の差図を含め、灌頂の流れを詳しく記したものと注目される。なお、この記録は大覚寺にも写本が伝来しているが（史料名「元和灌頂記」）、大覚寺本には作成者の署名がないため、採録に当たっては「仁和寺文書」所収本を底本とし、大覚寺本を用いて校訂を施した。このほか、灌頂に出仕した僧侶の請定類が書き

留められた「大覚寺御灌頂之記」や、尊性の祖父に当たる日野輝資が大覚寺構成員に宛てた書状等を採録した。これらからは、灌頂の準備過程や関係者の意向を窺い知れる。

五月二日の第一条では、「幸家公記」・「涼源院殿御記」等の記事により、京都二条室町で起こった火災を取り上げた。

五月二日の第二条では、駿府定番松平康安の死歿、および同男正朝による相続を扱った。

五月十日の第一条では、秀忠が殿中諸番士の作法等を戒飭した動きを扱った。採録したのは「御制法」に見える同日付の定書であり、謡等の無形儀な振る舞いを禁じているほか、当番に従事する際の規律を定めている。

五月十日の第二条では、この日、阿波徳島城主蜂須賀忠英が、徳川秀忠より首服を加えられた上で、阿波守に任じられ、偏諱を与えられたことを取り上げた。これが秀忠の面前で五月十日に行われたことについては、東根文書中の五月二十一日附蜂須賀家政書状から確認することができる。秀忠発給の官途書出と一字書出は何らかの理由で九月十日附となっており、「寛永諸家系図伝」等の家譜類では、それに従っている場合が多い。六月十一日附松平忠鎮（忠英）書状では阿波守と称しており、また口宣案は、六月二十二日の日付となっている。

五月十一日条では、京都への出発を九日後に控えた秀忠によって、上洛に連れていく供番の条規が定められた動きを扱った。「東武実録」には、条々をはじめとする計八種類の関係文書が見え、京都までの道中や在京中に供番が守るべき作法や禁止事項が事細かく規定されている。なお、「東武実録」では一部の文書の差出・充所が書かれていないが、「御制法」・「上杉家文書」と比較することで、それらの情報を補うことができる。

五月十六日の条では、初代本因坊算砂（日蓮宗寂光寺二世日海）寂滅のことを取り上げた。先ず算砂寂滅の事実について、その日を確定できる寂光寺所在の墓碑銘、寂光寺所蔵「寂光寺過去帳」、「舜旧記」を掲出し、「寺要用」（寂光寺所蔵、日蓮宗日什および日淵に関する由緒書）と「基所旧記」（本書所蔵謄写本、宝永三年に五代本因坊道知が編纂した由緒書）により記事を補った。次いで「言経卿記」・「兼見卿記」・「舜旧記」・「鹿苑日録」・「北

野社家日記」・「時慶卿記」等の京都の公家・社寺関係の記録や「当代記」・「駿府記」等の幕府関係の記録等から、算砂の活動を確認できる記事を年次の古い順に配列した。

本因坊算砂は永禄二年五月四日に京都の町家に生まれ、俗名与三郎と称した。八歳で出家して寂光寺開山・久遠院日淵入門し、日海と称し後に寂光寺二世を継いだ。師の日淵は天正七年の安土宗論に日蓮宗側として出席しているが、その時随伴していた「新発意」が算砂であるともされる（寂光寺所蔵「寺要用」・「安土問答実録」）。碁の評判により信長に伺候するようになり、天正十年の本能寺の変の当日にも信長の前で碁を打ったとの所伝もあるが、一次史料では確認できない。その後、秀吉に伺候したのは確実であり、天正十六年の毛利輝元の上洛に従った平佐就言の「輝元公御上洛日記」に、秀吉が聚楽第に招いた碁打の一人として名前が見える。また「言経卿記」・「兼見卿記」等からは武家の細川藤孝や公家の山科言経、吉田社神主吉田兼見（藤孝とは従兄弟）等とも親交があったことが確認できる。秀吉の後は家康にも召し出され、慶長八年四月には將軍となつて間もない家康の奏請により禁中に入り、囲碁を観覧に供した（第十二編之一、慶長八年四月十九日の条）。慶長期の後半にはしばしば京都と江戸・駿府を行き来するようになる。「本因坊算砂大福帳」の慶長十年の部分には、秀忠を始めとして幕府年寄の本多正信・大久保忠隣、著名大名の松平忠直・伊達政宗・佐竹義宣・毛利秀就等の名前も見え、江戸での交際の広さが窺える。慶長十七年には、将棋指の大橋宗桂等とともに幕府より五十石五人扶持を与えられ、法印権大僧都に叙任された。晩年は病に悩まされ、元和九年四月に跡式を中村道碩に譲り、同五月十六日に寂した。享年六十五歳。

なお、第十二編では慶長八年四月十九日の条（第十二編之一）、慶長十三年是春の条（第十二編之五・二十三補遺）、慶長十七年三月三日の条（第十二編之九）で既に算砂について取り上げているが、史料採録の基準にばらつきもあつたため、今回算砂の生涯を一覧する便宜に鑑みて、慶長八年四月十九日の条を除いて史料を重採した。

（目次四頁、本文四八六頁、本体価格一一、一〇〇円）

山口和夫・林 晃弘

本冊より寛永十八年（一六四一）三月に死去した細川忠利の嫡子で、跡を継いだ光尚（初名光利、のち光貞、ついで光尚と改名）の幕府老中・役人・諸大名等諸方宛書状案を翻刻・校注する。「細川光尚文書 一」の本冊では、寛永十八年六月十五日から九月二十六日までの五三三件を収録した。

底本は、公益財団法人永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託「公儀」寛永十八年六月〜七月（整理番号十一廿三―十六）、「公儀」寛永十八年七月〜九月（整理番号十一廿三―十七）である。

本冊における中心的な事象は細川光尚の藩主就任である。寛永十八年、江戸にて越年した光尚は、父忠利の危篤の報を受け、三月二十三日に暇を賜り西上する。しかし、三月二十五日、遠江浜松にて忠利の訃報に接し、江戸へ引き返す。四月一日に江戸に帰着し、五日に阿部忠秋を上使として香奠を拝領する。

五月五日、老中の指示により、伊丹康勝・堀直之・曾我古祐の同道のもと酒井忠勝邸に向向き、そこで松平信綱・阿部忠秋より遺領を相続するようにとの上意を伝達される。翌六日、嗣目の礼のため登城する。この時、家老の小笠原長元・沼田延之も目見得する。五月十一日に帰国の暇を賜り、十九日に江戸を出立、六月三日に大坂に至り、海路にて十日に豊後鶴崎に着船、十四日に熊本に到着する。吉日を選んで十六日に熊本城に入った（江戸幕府日記・綿考輯録）。

本冊における最初の一連の書状案は、熊本到着後の十五日に江戸の幕閣、近隣の大名、長崎奉行・府内目付等に対して熊本入国を報じるものである。その後の光尚は、諸方からの弔意に応え、また入国の祝儀を受ける。幾人かの懇意の大名・旗本や、在京の縁者には忠利の遺物を贈呈する。これらの書状案から、忠利の交際範囲が改めて明らかとなり、光尚がそれを継承する様子が看取できる。

熊本での動向として、忠利の菩提寺の造営や殉死者遺族の処置に関するものもある。菩提寺の造営については、林晃弘「近世前期における細川家の菩

提寺」（早島大祐編『中近世武家菩提寺の研究』小さ子社、二〇一九年）に経緯をまとめたが、そこで見落としていた史料として本冊所収の曾我古祐宛書状案がある（一九九）。新規に造営せず、幽斎の菩提寺泰勝院（のちの泰勝寺）に位牌を立てるのがよいとの曾我古祐の助言に対して、肥後は忠利が拝領した国であることから、格別に菩提寺を造営したいと述べている点は、光尚の領国に対する意識を知るうえで注目される。

本冊の期間における江戸での大きな出来事は、八月三日の徳川家綱の誕生である。光尚は阿蘇宮・藤崎八幡にて安産祈禱を執行し、六月二十八日に礼を春日局まで送る（一〇三）。八月十三日に世子誕生の報を受けると、慶賀のため諸方に飛札を送り、江戸に使者を派す。また、早期の江戸下向を願う。八月九日の御七夜、牧野信成の傅役任命、大名・旗本の参礼、九月二日の出御についても情報を得、老中等に祝儀を述べている。

その他、本冊での注目すべき事件として、八月から九月にかけての領内でのキリシタンの穿鑿・処罰がある（三四四・三九三・三九六・四五三・四五四・四八一・四九〇・五三二）。これは金川惣左衛門尉と同類に関するもので、後藤典子「細川家文書にみる近世初期のキリシタン穿鑿の実態」（『熊本大学文学部附属永青文庫研究センター年報』六、二〇一五年）が永青文庫所蔵細川家史料「神雑之部」所収の一連の史料を翻刻・紹介し、詳細に検討を加えている。

九月四日には九州地方を大風が襲う。光尚は肥後の被害は軽微であると述べているが、肥前島原城は破損し、豊後鶴崎や府内では洪水となっている（四五七・四六五・四六七・四六八など）。また、九月十二日付の高力忠房宛書状案に「当年其御領内も田虫付申候由、当国も事殊（外）虫付候由申候、筑後辺も左様二相聞え申候」とあり（四六八）、九月十六日・十八日付の榊原職直宛書状案でも虫害について報じている（四七二・四九二）。寛永飢饉の始まりである。

九月二十日には、山崎家治の讃岐丸亀への移封にともない、天草在番を命じる老中奉書を受け取っている（四九六）。また、九月二十四日には江戸参勤を許可する上意を伝達され（五〇六）、九月末に江戸へ向け出立する（綿考輯録）。

登場する人名については巻末の人名一覧にて簡単な説明を加えた。なお、本冊より、文書名を「某宛書状」から「某宛書状案」とした。

本冊の原本校正に際しては、底本を所蔵する公益財団法人永青文庫と、寄託先の熊本大学附属図書館から特段のご配慮を得た。記して感謝の意を表する。

(例言二頁、目次四〇頁、本文・人名一覧四八一頁、二〇二三年三月二八日発行、東京大学出版会発売、本体価格一五、一〇〇円)

『大日本近世史料 市中取締類集 三十二 出版報告』

鶴田 啓・杉森玲子

本冊には、旧幕府引継史料の一部である市中取締類集のうち、吉原規定・関東廻村之部一冊、吉原仮宅之部一冊、乞胸取締・香具手踊之部一冊のうち乞胸取締之部を収めた。

吉原規定之部には、天保十三年十一月から嘉永二年正月までの二件を収める。仲間・組合の停止に伴い、寛政七年に定められた新吉原町規定証文の改定について、同町名主から伺いがあり、天保十五年十二月、町奉行所では新規定書案の通り聞き届けることを申し渡した(第一件)。遊女屋はそれに連印したものの、多くの茶屋は、巨細に涉り迷惑であるとして連印を拒む状況となったため、町奉行所では担当奉行が交代したのを機に、市中取締掛与力からも事情を聞き再考することとした。証文は仲間自法同様のもので、正民同様に論じ規定するのも実情に合わないとの判断から、町奉行所は新規定証文を聞き届ける筋がなく、伺いについては沙汰に及ばないとして、従来通りに心得るよう申し渡すこととなった(第二件)。証文の内容は、町内での遊女屋や茶屋の渡世のあり方など多岐にわたり、新証文案の検討段階で加筆修正された部分から、寛政期以来の変化もかがまれる。

関東廻村之部は、天保十四年六月から同十五年四月までの二件を収める。勘定奉行は天保十四年六月、在方を徘徊して悪事を働く浪人体の者が近年増加しているため、その召捕についての伺書を触書案とともに老中に提出した。かねて関東取締出役にも召捕を命じたが、その廻村先を除けて徘徊

する者の召捕は困難であるため、村方で差し押さえるか、立廻り先の訴えがあれば速やかに捕えること、関内外を問わず他支配他領へ逃げ入る者を相互に捕え、身柄の差出方について取計うことにより、取締が行き届くとするものであった。老中からの指示で、伺書について検討した寺社奉行と町奉行は、関東取締出役のみでは手薄であるため、博徒が横行した享和期の例にならって町奉行所の同心も廻村することを上申した。老中からは同年七月、同心の廻村も含めて何通りとするよう指示があり、これを受けて、町奉行は同心に廻村を申し渡した。同心は、捕えた者の取計についての前例を確認し、どの関所でも「私共断手形」での囚人の通行を望んだが、調査の結果、各地の関所や口留番所では囚人の通行に必要な手続きは区々であり、それを改める訳にはいかないと与力の判断が示されている。このほか、廻村の際にかかる費用や、盗品の元の持ち主への渡し方なども検討事項となっていたことが知られる(第一件)。なお、勘定奉行は、御仕置を受けた御家人のその後を探索させたところ、親類等がいらない者は請人がないため借家も出来ない実情があり、市中を流浪し取締筋にも影響するとして、代官方で世話をして農業をさせる仕法を立ててはどうか、との上申書を天保十四年六月に提出した。これに関連して町奉行は、請人なしでの店貸を禁ずるこれまでの町触を書き上げるとともに、村々を徘徊する浪人体の者の召捕、町中に売女や欠落人を隠し置くことへの禁止などについて触れるよう指示した老中の書付を示している(第二件)。

吉原仮宅之部には、弘化二年十二月五日の新吉原町焼失に伴う仮宅関連の五件を収めるが、第一件「新吉原町焼失仮宅願調」が大部分を占める。時系列に注意して見てゆくと、十二月の内に新吉原町遊女屋惣代・名主による町奉行所への願書等の提出、町奉行所と町年寄役所での調査、町奉行間の相談と老中への伺、老中による補足調査指示、町奉行再伺と老中の承認、町奉行所での遊女屋惣代・名主への申渡と進んだことが確認できる。天保十二〜十三年芝居所替や料理茶屋引払の影響等も考慮して仮宅場所は絞込まれ、日数も直近例の三百日ではなく文化九年までと同じ二百五十日とされた。仮宅場所から外れた町々が出した仮宅願はいずれも却下された。弘化三年五月、遊女屋惣代等は町年寄役所へ仮宅日延願を出す、町年寄は町奉行所の意向

確認の上でこれを認めず、さらに閏五月、今回決して日延を認めない旨遊女屋惣代等に申渡し請印を出させた。続いて同年八月の仮宅日限終了・撤収に伴う仮宅場所名主からの届書等を取める。ここで遊女屋一名が元の居所係争中を理由に引払を拒否したが、吟味中手鎖・町役人預けとなった。第二件、第五件は自町を仮宅場所にとの願で、とくに根津門前町ほか二町が焼失の翌々七日付で願書を出していることが目を引くが、即日願下となった。

乞胸取締之部には、天保十四年江戸市中乞胸の浅草龍光寺門前上り地への場所替に関する第一件、同年木挽町采女ケ原での女子手踊への処置に関する第二件、右門前上り地の年限が明け龍光寺へ地所が返還された以降の地主・家主と地借乞胸頭間での争いに関する第三件、第六件を取める。なお第二件末の二五号・二六号文書は内容的に第三件に属する文書であるが、原本収録順のまま第三件扉の前に収めた。第一件の乞胸場所替は南町奉行鳥居忠耀の主導により身分取締・市中取締の一つとして進められた。ここに収められた関連文書から、乞胸の家業・人数、乞胸頭の乞胸支配の内容が、江戸市中木賃宿（乞胸木賃宿と願人木賃宿）の状況などについて知ることができる。第二件は、天保十四年十二月に木挽町采女ケ原での女子踊につき隠密廻の上申があり、市中取締掛で検討した件。乞胸頭の鑑札を持つ以上非合法とは言えないが采女ケ原利用許可の趣旨に反し風俗にも拘わるので止めさせるべきであると判断している。第三件から第六件は、乞胸が集住させられた場所が再び龍光寺所有となった弘化四年十二月以降発生した問題である。嘉永元年正月から二月にかけて、地借請状の文言をめぐって、市中町法の通り「(地主)地面御入用の砌は早速明け渡し可申」との文言を書き入れるか否かで対立があり、これは町法通り書き入れることになった(第三件)。嘉永二年閏四月には、地主・家主と乞胸の対立につき周辺の名主たちが町奉行所に取計方を伺出、奉行所では乞胸方に地代未納等も無いことから、龍光寺方が訴訟を望むなら訴状を出させるよう指示した(第四件)。同年六月、家主が訴訟人となり町奉行所へ乞胸頭地立と場所替を求める訴訟を起こしたが、同七月、奉行所は訴訟下とした(第五件)。一方で同年五月、龍光寺は寺社奉行へも地立を申し立てた。これは寺社奉行の案件であり詳細は不明であるが、寺社奉行本多忠民の掛合と南町奉行遠山景元の挨拶を取める。こちらも同年八月書

面下となっている(第六件)。

(例言一頁、目次一七頁、本文三三八頁、本体価格一〇、四〇〇円)

『大日本古文書 幕末外国関係文書 卷之五十四』出版報告

小野 将・立石 了・箱石 大・水上たかね

本巻には、文久元年四月十六日から同月二十九日(西暦一八六一年五月二十五日～六月七日)までの諸史料を収録した。

前巻より引き続いて、この間の基軸は対馬における対露紛争と、両都両港開市開港延期交渉のための幕府遣欧使節の発遣に至る過程であるが、同時に、英国公使オールコックおよび蘭国総領事デ・ウィットの両者が長崎を発して江戸に出府する際のルート選択の問題、および英海軍水路部の測量艦隊による日本沿海測量の問題もこれらと密接に関連しており、注意を要するところである。

竹内遣欧使節関係の史料については、四月二十八日に竹内保徳・桑山元柔が連名にて、同行させる支配向の人数につき伺書を提出し、裁可されている(一〇四号)。これに先立つ二十四日、外国奉行ならびに目付京極高朗ほか二名は上申書にて、各国宛に遣欧使節の名前を通知することを提言し、各通での代表宛老中書翰案を添えている(七〇号)。この結果五月二十日に六か国宛書翰が、同二十四日にハリス宛書翰(同文で宇国宛書翰の転送も依頼)が発信され、竹内・桑山・京極三名の陣容が各国政府まで通知されることになった(桑山は八月に松平康直に交替)。同二十七日、同じ面々が評議上申書にて、宇国および葡国への遣使は妥当とする見解を提出しており(九二号)、欧州の条約相手国には総て歴訪する方針が定まった。また、そもそも開市開港延期の要請については、英国宛の將軍親書および老中書翰が遅れて二十一日付で発給されている(四六・四七号)。米仏蘭露宛は三月に交付済み。

横浜に滞在中のシーボルトは、外国奉行に宛て書翰を送っているが、三六号および七四号文書では幕府遣欧使節の計画についての助言を盛り込んでい

て、然るべき処遇を求めた。その結果、五月にシーボルトは出府して、赤羽に入居することとなる。

長崎では四月十六日、長崎奉行岡部長常らとオールコックおよびデ・ウィットとの会談が行われ（二一〇号）、英蘭代表両名の陸路での出府につき話し合われた。同時に英艦隊による長崎・箱館間沿岸の測量についても意見が交わされている。十八日、オールコック達による陸路出府の際の処置につき、江戸伺の余裕がないとして岡部らは上申書を送致、道中方・勘定方への指令案をも添えている（二一一号）。この問題で兵庫出張にあつた外国奉行支配組頭白石嶋岡に随行した通詞の西成度は、十九日に大坂に到着している（二一七号）。また二十二日には、外国奉行竹本正雅も大坂に到着した。

四月十六日、長崎在勤の英国領事モリソンは、奉行の岡部に宛ててウオード中佐の指揮による測量艦隊（旗艦アクテオン号）の来航を告げ、支援を求めている（二一〇号）。十八日、岡部はオールコックに対し、書面で測量の中止を要望したが（二一四号）、その後も測量艦隊は活動を展開した。十六日に、オールコック公使はウオード艦長宛の書翰を東インド艦隊司令長官ホープに宛てて同封し、ホープの指令による日本沿岸測量計画につき猶予を求め、また測量艦隊には日本海側でなく「東海岸」（本州の太平洋側）へ針路を採るよう要請していた。ウオードは、対馬海域での測量後に着手を企図していると公使に返答した上で、二十一日には、中国ステーションのホープ中将に對馬・五島沿海の測量につき報じ、オールコックからの要請にもふれた（二〇号）。二十四日には五島家分領に英艦が来航し、藩主五島盛徳は長崎奉行に届け出た後、引き続き福江島測量の事実を二十九日付で幕府に上申している（二一四号）。対馬での英海軍測量艦隊の動静は、前巻より宗家の史料にみえており、本巻にも採録している（九号・四四号・六五号・七二号・九五号）。なお二十八日、江戸の英国公使館を預かるマイバークは、測量艦隊への便宜供与を依頼する書翰を老中に発している（九七号、外国奉行返翰は五月五日）。

駐日代表の動向をその他みておくと、オールコックは十七日付で外相に長崎到着（十五日）を報じ（二三号）、十八日付でロンドン万博への出陳予定として日本での収集物品について述べ（二六号）、十九日付で陸路による江

戸出府の予定につき、その利点を述べた（三四号）。オールコックとデ・ウィットの長崎出発は、二十三日であった（モリソン領事も同行）。また十八日に本省のラッセル外相は、幕府遣欧使節の英国訪問を受け入れる旨、内示を発している（二七号）。

高輪東禅寺の公使館でマイバークは、二十五日に外国奉行らと会談し、御殿山の公使館建設予定地に設定する借地料や、横浜港での軍艦乗員による米穀調達に在りかたにつき協議している（七三三号）。後者の問題は十四日の会談（前巻九六号）より後を引き、乗員が必需物資として商人との相対で購入していた実態につき、二十七日に老中は外国方に諮問している（九一号、答申は五月）。

四月二十九日、米国公使ハリスは国務長官に宛て、万延元年末のヒュースケン暗殺事件の廉で幕府役人らが処罰されたことを報じ（二一五号）、二十六日付の老中書翰（八〇号）を添附している。

仏国公使デュシェーヌ・ド・ベルクルは、二十一日付で幕府遣欧使節の人選と、シーボルトの動きについて外相に報告し（五五号）、二十三日付公信では、以前の誤報を訂正しつつ、日本の政情にふれている。既報の天皇死亡との情報は打ち消されたが、將軍と皇妹との婚儀が中止ないし延期されたとの報告も附されている（六六号）。

続いては三港での動静を紹介する。四月二十八日、神奈川在勤の蘭国副領事代理ポルスブルックは、自身の領事昇任を外国奉行に通知している（九九号）。ジャワの総督府では、神奈川領事の横浜在勤がようやく正式承認された（三五号）。二十九日、神奈川奉行滝川具知は、各国領事に対し、横浜居留地の増地貸渡しを通知している（一一三号）。

長崎では居留地の不足を英国領事が問題にしており（二一〇号）、奉行の岡部は江戸伺を立てると返答したが（二八号）、モリソンは抗議の書翰を認めている（四九号）。また四月二十二日、蘭国総領事デ・ウィットは老中と長崎奉行に宛て、幕府の対蘭国債務に対しての清算方法として、銅での供給を提案する書翰を発している（五九号、老中には五月十五日進達）。二十八日、長崎奉行岡部は、蘭国人の協力を得て飽之浦に竣工した長崎製鉄所の見分を済ませたと述べて、普請の総入用につき経費内訳を老中に報告している（一

○六号)。

箱館港では、先任の奉行勝田充が十九日に蝦夷地廻浦へと出発し(三二二号)、村垣範正のみが在勤での処置にあたった。大町居留地の配分について、各国との協議が進展し(三号・三〇号・五二二号)、英国領事代理ユースデンは、地所規則書と貸渡証書との案を示して箱館奉行所と交渉している(七五号・一〇一号)。関連して十九日に村垣は、三か条の輸出入規則書案(二十日付)を英米露の代表に提示して、港内波止場・運上所での輸出入品取扱手続きを定めた(四〇号)。四月十七日、在留米国人らが陸奥南部領分の大間に上陸した事件が起こり、十里四方遊歩の条約規定をめぐり米国代表との見解が一致しなかったため、村垣は五月に上申書を呈上した(八五号)。その後の交渉は九月まで及んでいる。

四月二十二日、村垣は露領アムール川流域をめざす亀田丸の渡航および乗員一覧について、江戸に上申書を呈した(六一号)。亀田丸の出航は二十八日、沿海州への着岸は五月で、ニコラエフスク入港は六月となる。

つぎに対馬での対露紛争関連の史料をみると、宗家ではまず四月十六日に、四月からのロシア海軍の動向を報告した長崎奉行所宛届書を調製する(七号)。同日、宗家の間情使は、滞泊中の露艦隊司令官であるピリレフ艦長と面晤した際、藩重役との会見を要求された(八号)。江戸では、幕府の上使に任じられた外国奉行小栗忠順・目付溝口勝如が、出張先の対馬で地理などの見分をおこなう旨、老中安藤信行の達が下されている(五号)。上使差遣を受けての国許での対応は、藩庁より発出された触書や達書にみられる通りである(七一号・七九号・八八号・八九号)。

十七日、長崎奉行宛で役人の下向を乞う藩主名願書が調製され、封書で長崎への使者に持参させた(一二号)。十九日に、家老の仁位孫一郎がピリレフのもとを訪れ、翌日に関渉をおこなった。ロシア側から占拠地につき貸与の要求があったが仁位は拒絶し、江戸伺を経て幕府の命に従う旨の書翰(二十一日付)を同艦長に送っている(五三三号)。

二十二日付で老中宛の対馬藩届書が起草され、江戸に送致されて六月二日に提出をみており、そこでは十四日以降の英・露艦船の来航が報告されている(六二二号)。宗家では危機感から、藩主家子女の田代領への回避体制を組

もうとしているのが、二十三日の達より窺える(六五号)。一方芋崎では同じ二十三日に、ピリレフ艦長は長文の軍務報告書を上官のリハチョフに宛てて記し、対馬到着以降の艦隊の活動と、現地での対馬藩側との交渉を総括した上で、現況を報告している(六八号)。二十四日には、宗家による要請を受けて、長崎奉行支配組頭永持毅明ら一行の対馬出張が決定した(五八号)。幕府上使としては、江戸発の小栗らと長崎発の永持らが、並行して差遣されたのである。

なお四月十六日の釜山倭館から藩庁への報告によれば、同日に沖合で佐賀藩船奉行浜野源六の指揮する汽走艦電流丸に遭遇したといい、同艦としては、十三日に下関より出航して朝鮮沿海に漂着したものと主張していた(実際には対馬海域を経て巡航していた)。宗家としては同家の文引を有さない船舶の釜山寄港は認められず、漂泊船の出港も日朝両国の公的手続きが必要である、と述べて、即時の帰帆を促している(三三三号)。公式上の漂流の一例としては扱わず、「内々都合」の処理として急ぎ退帆させた仕方や、浜野が渡そうとした礼金についても、朝鮮の地では禁制とする取扱いの作法に従って対馬側は謝絶したとしているなど、きわめて興味深い事例である。

末尾ながら、本巻の編纂にあたり名誉教授の横山伊徳氏ならびに保谷徹氏の両名による多大な協力を賜ったことを、特に記して謝意を表しておきたい。(例三頁、目次二八頁、本文五二四頁、本体価格二二、六〇〇円)

『大日本古文書 家わけ第十七 大徳寺文書別集徳禪寺文書之二』出版報告

大徳寺文書は本坊文書・真珠庵文書の編纂を終え、現在、徳禪寺文書の編纂を継続中であるが、前冊に引き続き、本冊には方丈襖下張文書のうち、襖三裏から七裏までの三二一通を収載した。

小瀬玄士

本冊は前冊と同様、襖下張文書群に共通する特徴として、書状や帳簿の類が多いことが挙げられるが、これもまた前冊と同様、他の下張文書群とは大きく異なり、本来であれば現在大徳寺文書として伝来しているものと同様に

保管されておかしくない公験類も少なからず含まれており、特に名田庄関係のものは、院政期に遡るものもある。こうした特徴について、出版報告を兼ねて紹介することにした。

襖三裏は、前冊の一表から三表と同様に、骨縛・蓑・蓑縛が、数度に亘って行われたであろう修理の結果攪乱され、渾然一体の状態にあると思われる。このなか、帳簿類については寛正五年（四三五号）や文正元年（四五三号）、延徳三年（四七二号）といった年紀が見えており、前冊に収載した一表と三表所収のものと同じく、この頃のものが多いことが想定される。

また断片ながら書状類にも興味深いものがある。四四七号は養徳院に宛てた宗絃書状である。欠損が少なくなく、意味をとれない箇所も多いが、某所から堺への荷物の輸送に関するものである。このなか、「住吉」「堺船」「空船」などの記述が登場し、そこに「国」が関係していることが述べられる。加えて十二月十四日の早朝、堺で火災があったことが記されている。十二月十四日という日付からは、天文元年十二月十四日の堺大火（厳助往年記）天文元年十二月十四日条、『大日本古記録 二水記』天文元年十二月廿二日条）との関連が想定されるが、本書状の記主である宗絃は、明応六年五月十六日付播磨平井庄領家右方分帳（本家わけ本編四一三号）や文龜三年八月日付大徳寺塔主等連署規式（本家わけ本編第二四六七号、なお前冊第三八七号の宗絃も同一人物である）に連署している宗絃と花押が全くの同形であり、この三十年近い懸隔をどう理解するのか、本書状を天文元年と想定することは一先ず擱き、今後の研究を俟ちたい。四七四号某書状も同じく養徳院宛である。やはり欠損箇所が多く、全体の意味をとることは難しいが、一休宗純の弟子で、徳禪寺納所や播磨の徳禪寺領にも関わっていたらしい北海紹岱、大徳寺の有力な檀徒である尾和宗臨が登場する。どうやら何某かの資金を宗臨が千疋用立てたようであるが、大徳寺や北海紹岱の経済活動と宗臨との関係を考える上で興味深い。

また公験としては、四〇七号や四三三・四三四号の大内氏奉行人連署奉書案も前冊に収載した紀伊高家庄に関するものと一連の史料である。とくに四〇七号は前冊において注目した四六・四七号文書と関連するもので、高家東庄をめぐる粟田宮社家と「鹿瀬城衆」の争いに対し、社家側勝訴の判定を守

護代陶弘宣に伝えるものである。四六・四七号文書においては「城料所」の設定に注目したが、この四〇七号では、粟田宮社家と争っている相論の主体が「城衆」となっていることに興味を惹かれる。

襖五表裏は、骨縛に残された文書がほとんどを占めており、前後の欠損がある場合もあるが、一紙ごとではほぼ完形の文書が多い。帳簿は天正年間以降の徳禪寺復興期における建築関係のものや、開山徹翁義亨忌に関するものが多い。建築関係の帳簿には、材木、部材の名称が数多く記されているが、「カワカミ」「鷹羽」（五一四号）、「神宮」（五一九号）など、不詳の名称も多くみられ、諸兄のご教示を賜れば幸いである。四八五号徳禪寺領播磨大塩庄寺田村外年貢米銭算用状は、「播州三か所」と総称される徳禪寺領の播磨大塩庄寺田村・田中庄本所分・平位庄領家右方の明応七年の算用状で、下行項目が比較的詳しく、後述する六四五・六四六号とともに、赤松氏の播磨統治を考える上でも重要な史料といえるものである。たとえば、明応六年九月以前に赤松政秀から則貞への守護代権力の移譲が行われていたことについて、発給文書の分析から既に指摘されているが（野田泰三「戦国期播磨における守護方文書の発給動向」『中世後期の守護と文書システム』）、本算用状には、月日は記されないものの、銭方下行の二番目に、「守護代初之礼」に一貫文と計上されており、明応六年の早い段階で、則貞が代始を行っていたことが知られる。また本家わけ別集真珠庵文書八五四・八五五号に案文が残されている、明応六年九月二日付赤松氏奉行人連署奉書の発給にあたり、奉者である浦上則宗と葦田友興の両名とその被官らに礼銭を支払っていることも確認できる。

襖六から八までは、修理の際の攪乱が少なかつたためか、骨縛と蓑・蓑縛の区別が可能な部分である。表裏は骨縛を指す。六表裏は、本史料群の白眉の一つである、院政期に遡る名田庄関係公験を含んでいる。すでに白水智氏によって紹介されている史料も多いが（徳禪寺襖裏文書中の名田庄関係史料について『福井県史研究』一〇）、五三九号・五四八号は連券で、按文にも記した通り、本家わけ別集真珠庵文書八一六号とも一体のものである。五四八号は永暦二年三月の若狭国留守所下文、同四月の若狭国司宣から、五三九号は後關のため年月日未詳の若狭国留守所下文、永暦二年四月の若狭

国留守所下文、応保元年十一月の若狭国司庁宣、同留守所下文からなっており、とくに五三九号所収の国司庁宣は平経盛が国司であること、五四八号の藤原重家の国司庁宣では前司、すなわち藤原隆信に言及されていることも注目される。このほか、五三八号武家執奏西園寺実俊書状、五四〇号後光厳天皇編旨や五五四号光厳上皇院宣など、南北朝期に名田庄が徳禪寺領となつて以降の公驗も含まれている。院政期のものと同様に、関係する文書が本坊や真珠庵に伝来しており（本家わけ本編三七七号など）、なぜこのような扱いの差が生まれたのか、今後の研究が俟たれるところである。また五四七・五五五・五五六号は所当注文の断簡であるが、五四七号紙背にみえる結番交名が、寛元四年・宝治元年頃のものであることが知られ、表の注文もそう遠くない時期のものであることが想定される。また「貞房」名の名がみえているが、この名は本家わけ本編三二五号若狭名田庄内田村河成檢注帳案にみえており、名田庄であることを想定したが、更なる検討をお願いしたい。なお名田庄関係史料は、六糞以降にも六四八号・六四九号などがある。

六糞・七表裏糞に特徴的な文書は、何といつても経済関係の文書であろう。このうち信濃伴野庄に関する、五五七・五六二・六五〇・六五九・六六八・六八五号の六点については、すでに井原今朝男氏によって紹介され（「東国荘園の替銭・借麦史料」『信濃』三九一七）、なかでも六八五号信濃伴野庄野沢郷住人浄阿替文は桜井英治氏によって割符の副状として機能する替文の例として挙げられたものであり（「割符に関する考察」『日本中世の経済構造』）、徳禪寺の下張文書のなかでは、前掲の名田庄関係文書と並び、よく知られているものの一つといえよう。四一六・五〇八・五〇九・五五八・六一・六五二・六五八・六六七・六八六号文書なども、替銭請取状や用途銭・年貢米の借用状であり、いずれも鎌倉末期から南北朝期にかけてのものが多い。

六四五・六四六号は、先に挙げた四八五号と同様に、「播州三か所」と総称される、徳禪寺領播磨大塩庄寺田村・田中庄本所分・平位庄領家右方に關するもので、六四五号は播州三か所の文龜四年の算用状である。四八五号と同様に、赤松氏の播磨支配を考える上で興味深い項目が多く、たとえば別所則治との関係では、則治の奏者衆の手引により、刀田浄光院、すなわち鶴林

寺の浄光院にも礼銭を出していることがわかる。浄光院も則治の取次を行っていたようであり、興味深い。また赤松義村の「御乳人」と小寺則職に「田中庄の事に就き」という同じ名目で礼銭を支払っている項目もあり、文龜三・四年という、洞松院が表舞台に登場する少し前の時期における赤松氏の権力構造を考える上でも無視できない記述とみられ、今後の赤松氏研究において利用されることを期待したい。六四六号は、寺田村の文明十五年の算用状である。ここでも馬場則家との関係がみえるほか、文明十四年に洪水が起ったようで、その被害や復興に関する項目が注目される。またこの算用状の署名は、田所大塩秀綱と庄主宗才の連署であるが、異筆によって大塩秀綱の署名が抹消され、「先規の勘定状に見えず」との注記がなされている。宗才の帳簿は後年に先規としてよく利用されていることを含め（本家わけ本編四一三号など）、帳簿の後日利用という観点からも興味深い。

書状類については、松岳紹長に関係する史料が多いことに注目したい。五七八・五九九・六〇〇・六〇八・六一一・六一三・六一九・六二九・六五五・六七七・七〇三・七一九号などは、いづれも松岳が差出・受取人になっている書状類である。六五五号粟屋景雄カ書状封紙や、六七七号松岳紹長書状は、毛利氏との関係を物語るもので、大徳寺と戦国大名・織豊期大名との関係を考える上で興味深い。松岳が堺出身であることから、堺との関係を示す史料も多く、堺禪通寺とのやり取りも多く見える。欠損のため、松岳に関するものかは不明であるものの、六八二号某書状は、松岳と深い関係にあつたらしい養竹軒なる人物のために、豆腐や湯葉、醤油を贈るといった内容であるが、そのなか、ここで贈った醤油は大麦製であり、堺の溜醤油より腹のためには良いと記されており、近世初頭における醤油製造についての興味深い内容を含んでいる。これら松岳に関する書状が多く反故にされていることは、元和三年に松岳がいわゆる似墨蹟一件をはじめとする「悪行」により寺中から擯出されたことと関連している可能性もあろう。また、六二五・六三一・六三二号金森可重書状は、可重書状の正文であり、そこに据えられた花押は貴重なものといえる。

以上、特徴的な文書を中心みてきた。前冊同様、年月日未詳、文書名未詳とせざるを得なかったものが相変わらず多く、編纂を行っている者として

は忤怩たる思いであるが、今後、多くの方に見ていただき、研究が進むことを願ってやまない。

(例言四頁、目次二七頁、本文三八三頁、花押一覽一〇葉、本体価格一五、〇〇〇円)

『大日本古記録 實躬卿記 十』出版報告

菊地大樹

本冊は、前冊に続き最終冊にかけて、第一冊より第三冊までの本文のうち、出版開始後に所在が明らかになった、武田科学振興財団香雨書屋所蔵自筆本・早稲田大学所蔵自筆本および東京大学史料編纂所所蔵自筆本断簡に底本を差し替えるべき部分の紙背文書を収める。本冊には「補遺二」として、武田本第一巻より第二〇巻および、東京大学史料編纂所所蔵自筆本断簡のうち、正応五年二月記の紙背文書を収めた。なお、底本を差し替えるべき部分の本文の異同については、附載として最終冊に収める。

今回収録分の自筆本紙背文書該当巻には、別記を含まない。『実躬卿記』全体の特徴として、別記は若年期の日記に集中していることが挙げられる。それらは紙背文書を伴わないこともあり、日次記等を参考に特定の目的をもって清書されることを基本とする別記の特徴の一つであろう。それに対して、今回収録分は、第一巻の正応四年三月〜五月の日次記に始まり、永仁三年五月記にいたる。この間に、前田育徳会所蔵自筆本が挿入され、または連続することになる。それらは正応四年一月二月記・永仁元年八月記(以上、第二冊所収)、同二年正月二月記および同三月〜五月記(以上、第三冊所収)の四巻である。彼此あわせて紙背文書を対照することにより、本冊所収紙背文書についての理解もより深まることであろう。

本冊冒頭、武田本第一巻の日次記年次である正応四年初め、実躬は二八歳。官位は右近衛権中将、正四位下であり、三月二五日に美作介を兼ねた。すでに弘安六年に正四位下に叙せられ、同八年には右少将から右中将に転補されていた。このころまでは、実躬が父公貫とともにとくに奉仕してきた大覚寺統の龜山院政下において、昇進を重ねたものであろう。ところが同一〇

年に治天が持明院統の後深草院に交代して以来、正応三年の伏見天皇親政開始後も、実躬の昇進はしばらく停滞している。しかし、必ずしも持明院統に疎まれていたわけではなく、永仁三年六月にはようやく伏見の藏人頭となり、続いて同六年、天皇讓位の直前に参議に任じられ公卿に列した。

武田本第一〜一〇巻等、すなわち第九冊所収紙背文書には仮名暦・具注暦が多く、その他の文書の割合はわずかであった。同冊の出版報告にも記したように、なかには公貫が使用していたと思しい暦も含まれている。このような、おおまかな傾向は、第一〇冊所収の時期に至っても変わらないが、暦の割合が減少してくる。かつ年次等から、それらは公貫ではなく実躬自身が使用していたと考えるのが自然なように思われる。紙背に残された暦の年次は、おおむね日次記の記される前年または前々年のものが多い。これは年が明けてから、以前の暦が不要となったことに伴う、きわめて一般的な日記の料紙への再利用の方法を示しているに過ぎない。

ただし第一二巻(正応四年五月記後半から六月記)のみは、正応四年仮名暦断簡の二次利用面に同年の記事が記されている。このような場合、正応五年以降に遡って、過去の記事を清書したと考えるのが一般的であろう。しかし本巻の場合、第一巻末は正応四年五月九日条(紙背は正応二年具注暦断簡)で、記事の上ではそのまま第一二巻にまたがっており、じかに接続してしかるべき内容である。かつ、前田育徳会所蔵自筆本の「附属」(断簡等)には、正応四年三月〜六月記の標紙が残され、ある時期の自筆本がこの月々で一卷を成していたことを示している。『実躬卿記』自筆本のなかには、実躬が標紙見返ないしは第一紙との継目に花押を据えている場合があり、実躬自身が付した標紙であることが明らかなものも多い。それらに比して、前田本附属の正応四年三月〜六月記標紙には花押等がなく、外題の筆跡も他と比較して実躬と断定するには躊躇を覚える。

とはいえ、近世後期の自筆本の状況を比較的忠実に写した新写本であり、第二冊所収の当該部分日次記の底本ともなった鷹司本では、現状と同じように写している。問題の五月記が前後と合わせて一卷に接続していたのは、それ以前の状態を示していることは確かであろう。どの時期まで遡り得るかは、なお慎重な検討が必要である。しかし、実躬自身が正応四年五月記後半

から六月記のみを一括して、それ以前とは別の時期に清書の上、追加したと考える積極的な理由が、目下のところ原本の状態からは見出だせない。あるいは同年のなかばにおいて、すでにその年の仮名暦を反故にして日記の料紙に利用した可能性もある。当該期の貴族社会における仮名暦の利用法や、その価値をめぐる今後の研究の進展を待つて考察を進めたい。

紙背文書の割合に暦が占める割合の減少に比例して、その他の文書の点数は増えてくる。それらのなかには、いまだ公貫を差出人とするものが含まれる。武田本第一三卷（9ウ）文書は某勘返公貫書状で、公貫のもとに返信された後、実躬が譲り受けて日記の料紙としたものである。ほかにも、武田本第一四卷（21ウ）文書は公貫を差出人とする。前欠のため、某勘返が付されて公貫に返信されたのか、それともけつきよく発信せずに終わったものが実躬に譲与されたのかは不明である。

ともあれ、実躬自身のもとに集積された暦や文書を反故にして日記の料紙としたものの割合が増えてきたことは、実躬が父の監督下から徐々に離れ、殿上人として独立した活動をするが多くなっていた事実を反映しているだろう。のちの時期まで交流の深い、西園寺実兼はじめ同家関係者、洞院実泰や三条実任などとの勘返による書状の交換が多く、人間関係も段々に広がっている様子が分かる。その内容は、羽林家らしく皆具の貸借から種々の私的な交流に渡るものが多い。とはいえ間接的には、朝廷の公事にも関連している場合もある。行事の散状も何点か見え、決して安閑と日々を過ごしていたわけではなからう。ただし、もう少しあとの時期に頻繁に表れるような、おそらくは藏人頭の官職に関わって大量に手元に残され、のちに日記の料紙として二次利用された訴訟関係文書などはいまだ見えない。

本冊所収の紙背文書には、このほかにも、いまだ二十代であった実躬の日常の一端を示す興味深い文書を取録することができた。すでに第二冊の口絵にも取められ紹介されているように、前田育徳会所蔵自筆本第四卷（正応四年正月二月記）には、同時期に実躬が紙背の具注暦余白に、「正四位下行右近衛権中将藤原朝臣」およびその唐名「虎品〔貫〕中郎将」による位署および、自身の花押を何度も習書した跡が残されている。この面にはほかにも、同巻の日記記と同年の自身の年齢として「生年廿八歳」と二度記すほか、

「父母教命」「御気色所候也」「中間男有重冠者追出了」など、なにかの文書の文言からの抜書、さらに「日遊在内」「拜官吉」「裁衣吉」など、紙背の同面に記されていた暦注をそのまま習書したものであて見える。おなじく本冊口絵にも、このような習書の事例を収めた。すなわち武田本第一四卷（19ウ）文書は某勘返実躬書状であるが、さらにその行間に、書状あるいは論旨などの文言を実躬が習書した跡が残されている。すでに十分成年に達しているとはいえ、当時の若手中流貴族の日常の研鑽を垣間見せる、稀有な例である。

以上の暦や文書など紙背に残された情報と二次利用面の日記の記事の記載方法を比較すると、日記原本の成立や伝来過程での変化の痕跡を種々読み取ることができるといえる。今回は、そのような一例として武田本第一二卷に注目する。同巻紙背は正応四年仮名暦であるが、（15ウ）の左端を刃物で裁ったように、三月一日にあたる一行を欠く。三条十六卷本、鷹司本など自筆本を比較的正確に写した新写本と比較すると、本来は（16ウ）との間に撰閲家御教書原本（現在は武田本第五一巻第五張）が貼り継がれていたことが分かる。さらに新写本によれば、現在は失われた数文字を含む一行分がその前に記されていたようである。つまり、本来貼り継がれた文書が脱落し、いったん一巻が離れてしまった後、再び一巻に復するに際して、新写本の写し方から見て破損が激しかったと思しい（15ウ）の端を裁って貼り継いだと推測される。

実躬自身がしばしば料紙を切断したり挿入したりしながら日記を書き進んでいたことについては、第九冊出版報告にも触れておいた通りである。しかし本冊に収めた武田本第一二巻紙背の場合は、はるかに下って近世末、あるいは近代に入ってから原状変更である可能性が高い。一つ一つの事例に即して、原本観察による紙背文書と日記の記事の比較研究を慎重に進めていかなければならない。

最後に、本冊出版のために使用した自筆本は、大部分が武田本であるが、正応五年二月記は東京大学史料編纂所蔵『実躬卿記』自筆本断簡を使用している。同自筆本断簡は一九九五年度に同研究所が購入したものであり、委しくは拙稿『「実躬卿記」自筆本の伝来・構成に関する一考察』（『東京大学

史料編纂所研究紀要」一〇、二〇〇〇年）で紹介している。今回、若干の字句の訂正を加えて改めて本冊に紙背文書を収録した。本巻は、同自筆本断簡のなかで、もつともまとまった一群を成しているものである。

なお、以上の文書はすべて『鎌倉遺文』に未収であり、当該分野の今後の研究の進展が期待される。

（例言二頁、目次二頁、本文二七八頁、口絵図版四頁、定価一五、〇〇〇円、岩波書店発行）

『九世紀編年史料（貞観・仁和）（第一期電子公開）編纂報告

山口英男・稲田奈津子

『九世紀編年史料』は、『大日本史料』第一編に先行する時代について、『大日本史料』と同様の形式で新たに編纂を始める編年体史料集で、印刷物の形ではなく、データベース（電子的方法）によって公開するものである。史料編纂所の編纂物では初めての試みとなる。『九世紀編年史料』全体の進行は、『大日本史料』と接続する年代（貞観・仁和）から始め（収録年数二九年分）、その完了後は対象年次のまとまりごと順次遡上する形を予定している。今回の第一期公開分は二〇二一年度の成果であるが、データベース運用スケジュール等との調整を経て、二〇二二年一月に一般公開の実施となった。今後も、蓄積した編纂成果を一定の間隔（四年程度）で公開していく計画である。

ここに至る経緯は、『大日本史料』第一編の刊行完了後の後継となる編纂事業として、それ以前の時代を対象にいわゆる「首編」を編纂する企画が、すでに四〇年以上前から存在した。史料状況に変化が生じた平安時代前期について、六国史以外の史料を総合した編年史料集を編纂することの学術的意義が高いという判断からである。所外有識者による外部評価報告書（二〇〇二年度）でも、官撰の歴史書として編修された六国史と異なり、『大日本史料』は歴史を明らかにする材料を提供するものであるとして、六国史に収録されていない重要史料を整理・編纂する必要性が指摘され、「首編」刊行への強い期待が示された。この間、『大日本史料』第一編は第二四冊でひと通り

の刊行を完了し（一九八七年度）、その後、補遺四冊の刊行（一九九一～二〇〇五年度）と並行しながら「首編」の準備に着手した。基礎データ集積のための「編年史料カードデータベース」の構築と所内公開（一九九六年度）、部分的な外部公開（二〇一一年度）なども実施した。担当である編年一室は、この時期から『正倉院文書目録』の刊行担当室ともなり（一九九三年度第三冊～二〇二一年度第九冊刊行、現在も継続中）、また『日本荘園絵図聚影』（一九八七～二〇〇一年度）に七冊刊行の、古代荘園図の分担、『同聚影』一・古代（二〇〇七年度刊行）の担当などが加わり、種々の作業が錯綜する状況であった。その中で、「首編」の呼称をあらためた『九世紀編年史料』においては、版面生成工程を省力化でき、一覽性を損なわない形での網文・史料の補遺（追加・訂正）を臨機に行うことができるといった利点にかんがみ、データベースによる公開方式の採用へ舵を向けた。

公開のためのデータベース形式については模索を要したが、史料編纂所歴史情報処理システムSHIPSから公開されている大日本史料総合データベースを参考として、編年史料（古代）編纂支援資源化データベースMIDOHを新たに構築することを計画した。さいわい二〇一九～二〇二一年度に科研費（一九〇〇五三三）が採択されてシステム構築が実現し、二〇二二年六月所内限定公開、一二月一般公開にいたった。MIDOHは、主に平安時代以前の編年史料集編纂の既存成果（『大日本史料』第一～三編、同未刊部分の『史料総覧』、自治体史その他の編年史料集など）と新規成果（『九世紀編年史料』、『大日本史料』続刊分）とを総合・融合して効率的に利用できる環境を提供することを一つの目的とするデータベースである。『九世紀編年史料』単体としての利用は、MIDOHの検索画面（詳細検索）の「区分」から「九世紀編年史料」を選択することで行うことができる（MIDOHの詳細は、『東京大学史料編纂所報』本号の『史料研究・成果公開』データ繋留型編纂支援・資源化システム構築と歴史情報データベースの次世代展開」の項を参照）。

『九世紀編年史料』の内容は、基本的に『大日本史料』体例に准じ、歴史的事象の概要を述べた網文のもとに、史料名、割裂した史料本文、按文を掲載し、傍注（校訂注・説明注）・標出を付する形式である。データベースと

しての形態は大日本史料総合データベースとおおむね共通であるが、傍注・標出はハイパーリンク形式で表示するとともに、本文データ内にも繰入れ又は文末表示する形とした。史料原文の割書、小字、傍書等は、前後に「〔 〕」(ギメ)を付して、該当箇所の本行に続けて配置した。系図類で罫線のあるべき箇所には、行頭ないし行末に「〔 罫 〕」と表記して示した。空白行の行頭の「〔 罫 〕」は、その右方直近の《行末の「罫」》と、それ以外の行頭の「〔 罫 〕」は、右方直近の《行頭の「罫」》とつながるものである。また、データベース公開であるため、印刷版面は存在しないが、利用の便をはかる趣旨から「プリント形式画像」を参考データとして表示することとした。

今回の第一期公開の内容は、貞観元年(八五九)・二年の綱文三八六件、書目及び本文八一七件である。

天安二年(八五八)八月二十七日の文徳天皇急死により踐祚した清和天皇は、一月七日に満八歳で即位した。明けた貞観元年は引き続き諒闇であり、朝賀以下多くの恒例行事は停止となった。一方、即位にともなう儀礼・政務は、諸社への奉幣使派遣(二月一日条・三月一日条)、貞観改元(四月一日条)、新銭饒益神宝発行(四月二八日条)、齋宮・齋院の卜定から御禊(二〇月五日条ほか)、大嘗祭(十一月一六日条ほか)など、順次進められた。文徳天皇の周忌齋会が八月二十七日に双丘寺で営まれ、心喪は八月二十九日にあけた。この年は渤海使の来着があり、正月二二日の能登国の報告から七月六日の帰国までに関連の条を立てた。長慶宣明暦を伝えたのがこの渤海使である(五月一〇日条)。石清水八幡宮造営への動きも始まり、大安寺僧行教の宇佐八幡宮派遣(三月五日条)、宇佐八幡宮での行教の不断読経(四月一日条)、石清水八幡宮の造営命令(九月一九日条)に整理して条を立てた。斉衡二年(八五五)に仏頭が落下した東大寺大仏の修理の進行もあつた(七月二三日条、十一月一日条、二年正月三日条、四月八日条)。

貞観二年は、雨天による中止もあつたが、朝廷の諸行事がほぼ恒例通り実施されている。二月一〇日に天皇の孝経読書始、一二月二〇日に竟宴があり、四月二十九日には一代一度大仁王会が行われた。また、一月を迎える直前に、月の大小を変更することで朔旦冬至の現出となり、それをことほぐ大

がかりな叙位が行われた(閏一〇月二五日条・十一月一日条・一六日条)。政策・法令では、調庸匱乏(元年二月一日条)、違期未進(二年九月一七日条)、畿内での王臣家人の活動の取締り(二年九月二〇日条)、己分解由(二年九月二五日条)に関する内容など、この時期の地方支配政策の段階を示す点で興味深い。また、諸国年貢御鷹と養鷹が禁止され(元年八月八日条・一三日条)、禁野での狩猟禁制が重ねて命じられた(二年一〇月二一日条)。

死没の条には、大納言安倍安仁(元年四月二三日条)、参議藤原貞守(元年五月一日条)、備前守藤原春津(元年七月一三日条)、尚侍当麻浦虫(元年八月一〇日条)、尚侍広井女王(元年一〇月二三日条)、摂津守滋野貞雄(元年一二月二二日条)、僧正真濟(二年二月二五日条)、小野恒柯(二年五月一八日条)、中宮大夫藤原良仁(二年八月五日条)、勘解由次官明法博士御輔長道(二年九月二六日条)、内薬正物部広泉(二年一〇月三日条)、中納言橘岑繼(二年一〇月二九日条)、無品同子内親王(二年閏一〇月二〇日条)、内薬正大神虎主(二年一二月二九日条)がある。伝記史料の収録・整理にはなお補遺を要するであろう。

このほか、日本三代実録以外の史料の載録や併載で注目できる内容では、右大臣藤原良相による崇親院・延命院設立(元年二月一日条)、嘉祥寺年分度者設置(元年三月一九日条)、安祥寺年分度者設置(元年四月一八日条)、延暦寺年分度者設置(元年八月二八日条)及び寺内諸制に関すること(元年九月一七日条、一二月一日条)、法隆寺東院修理料田設定(元年五月二九日条)、興福寺維摩会(元年一〇月一〇日条、二年同日条)及び僧の已講・五階業に関すること(元年一月一日条、二年一〇月二五日条)、金剛峰寺大塔修理料設定(二年七月一五日条)、諸国積奠式頒下(二年一二月八日条)などがあげられる。一方、気象、地震、災害、神位授与、官社設定、除目、叙位などについて多数の記事が見られるのは、日本三代実録(六国史)の時代の特徴であろう。

(公開 URL <https://www.wap.hi-u-tokyo.ac.jp/ships/w28/search>)

「帰周和尚語録」電子公開報告

山家浩樹

「帰周和尚語録」は、本所の所蔵する写本一冊で、十六世紀ころの書写かとみなされる。中世禅籍史料研究プロジェクトでは、二〇二〇年度から全文の電子テキスト化を行い、完了して、古記録フルテキストデータベースより公開した。同データベースでは、テキストの表示は検索結果として検索語の前後にとどまるため、全体像を提示すべく、全文データ暫定版のPDFを、ホームページの「編纂・研究・公開」内「各種成果」に掲示した。略解題も附している。

「帰周和尚語録」は、十五世紀後半、但馬国の雲頂山大明禪寺（朝来市生野町黒川）および萬年山円通禪寺（豊岡市竹野町須谷）を歴住した禅僧の詩文を中心とする。大明寺・円通寺の入院法語のほか、仏像安置や諸堂建立に関わる法語、死後仏事に関わる法語や偈頌などを内容とする。両寺の開山は月庵宗光で、大明寺殿は山名時熙、円通寺殿はその父山名時義である。葬儀や死後仏事の対象者に、山名氏の有力被官で但馬守護代を勤めた垣屋氏のうち、垣屋熙統・垣屋豊茂兄弟と特定できるものがある。

従来の解題では、帰周彦穎の語録を前半に収め、後半は円通寺の後住が帰周の年忌のために著した法語等であるとされる。しかし、前半を帰周のものとする根拠はなく、略解題では、全体を帰周の法弟である彦達（の）語録かとみなした。「帰周和尚語録」は、これまで部分翻刻もほとんどとされていまい。電子テキストの公開により、研究が前進することを願う。

なお、中世禅籍史料研究プロジェクトでは、これに先立ち、本所所蔵「叢林文藻」につき、二〇一八・二〇一九年度に電子テキスト化を行った。二〇二一年度に古記録フルテキストデータベースより公開し、全文データ暫定版のPDFを掲示している。「叢林文藻」は法語や文章の類聚で写本一冊（前欠）。特徴として、①一四一〇～二〇年代頃および一五〇〇年前後の史料を中心とし、雑録としては古い年代の史料を掲載すること、②他に確認できない史料が多いこと、③偈頌はなく、上堂法語、とくに相国寺の入院法語が多

いこと、④五山派の作品を中心とする一方で、大徳寺・妙心寺派僧の作も含むこと、などがあげられる。これまでも『大日本史料』をはじめとして部分翻刻されてきたが、さらなる活用が期待される。

「策彦周良文集」電子公開報告

岡本 真

「策彦周良文集」は、本所の所蔵する天文（天正）年間の作品を収めた一冊本である。電子テキスト化にあたっては、TEI (Text Encoding Initiative) のガイドラインに則して、テキスト構造化の国際標準に準拠したXMLデータを作成することにより、機械可読性を高めるとともに、ソフトウェアに依存しない形での注釈情報の付与を実現した。そしてこのデータを、前近代日本史情報国際センター中村覚氏の開発したウェブアプリケーションを介してHTML化し、本所ホームページのデジタルギャラリーにて全文を公開した。こうした公開方法は、本所の編纂・出版事業における新しい試みである。

本書の伝来経緯は不明な部分が多いものの、後補表紙見返し以降に捺されている蔵書印類によって、一端をうかがい知ることができ。すなわち、かつて沼田頼輔の所蔵であったものが、三上参次の教授在職二五年祝賀記念奨学資金により購入され、関東大震災から間もない大正十二年（一九二三）一月二四日に東京帝国大学附属図書館へ寄贈されたのち、本所の所蔵に帰したと考えられるのである。

題簽題によると思われる書名からすると、本書は天龍寺妙智院の僧、策彦周良（一五〇一～一七九）の文集ということになる。しかし、実際には策彦の文章を主としつつも、他者のものもあわせて収録している。具体的な内容は下記の通りである。

「作物記」は永禄元年（一五五八）に惟高妙安が作成した、松永久秀が所収していた九十九髪茄子の由来記。尊経閣文庫に注解を付したものが所蔵されるほか、「信長記」などにも収録されている。

「啓迪集題辞」は天正二年（一五七四）に策彦が作成した、曲直瀬道三に

よる医書『啓迪集』に寄せたもの。題辭を収録した同書の写本は複数確認されており、なかでも杏雨書屋蔵本には策彦自筆の題辭が収められている。南浦紹明の法語二点、宗峰妙超の法語三点および徹翁義亨の法語一点は、いわゆる仮名法語。いずれも近世に版行された『大応大灯国師法語』に収録されている。ただし、同書には他の法語も収められているうえ、排列も異なる。

「大原野千句連歌記」は元龜二年（一五七二）に策彦が作成した、細川藤孝主催の連歌会にかかわるもの。本所蔵影写本「勝持寺文書」や策彦の詩文集「謙斎稿」所収のものほか、複数の写本がある。

「明室慈昌七周忌拈香拙語」は元龜二年の慶寿院殿明室慈昌の七周忌にあたり、策彦周良が作成した香語。明室は近衛尚通の子で足利義晴の室。管見の限り他書には見られない。

「不繫斎記」は茶人平野道是の斎号に因んだもの。これもまた、管見の限り他書には見られない。

「策彦周良自叙」は元龜四年付で策彦が作成した、師の心翁等安のもとに入室してから、大内義隆の命により天文八年（一五三九）度遣明船で渡航し、寧波に至るまでの、自身の前半生を回顧したもの。妙智院には「策彦和尚行実」として策彦自筆の同文が所蔵されている。本書収録のものはその写しと考えられ、末尾の年月日の下に細字で記される「此年七十三ニ御成也」は明らかに後人の注記である。また、天文八年度船時に策彦が筆録した「初渡集」嘉靖一八年（一五三九）八月一日条には、年月日以下を欠いた、ほぼ同様の文章が筆録されており、草案と目されている（須田牧子「妙智院所蔵『初渡集』巻中・解題」中島榮章・伊藤幸司編『寧波と博多』汲古書院、二〇一三年）。

「策彦周良和韻偈」は、前述の天文八年度船の正使湖心碩鼎が、師の一華碩由の三三回忌にあたって作成した拈香偈に策彦が依韻したもの。「初渡集」天文七年二月四日条にも収録されている。

「久芳□英像贊」は、策彦が元龜四年付で記したもの。久芳は不詳。管見の限り他書には見られない。

以上のように、本書の収録内容は他書と重複する部分もある一方で、本書

には見られない部分も存する。また前述の「謙斎稿」など、他の策彦周良にかかわる文集とも内容を異にしており、貴重な史料である。

『東京大学史料編纂所研究紀要』第三十二号

研究報告

『左経記』諸写本に関する基礎的検討

宣陽門院の院号をめぐる議論について

―「院号定部類記」を中心に―

青蓮院吉水藏慈円関係聖教について（下）

中世後期越前・加賀国境地域における真言・時衆勢力

前近代の日琉航路覚書

米切手による年貢代納―萩藩を事例に―

史料紹介

賀茂別雷神神社領関係文書

金子拓・遠藤珠紀・志賀節子・高橋敏子

宮内庁書陵部所蔵柳原本『御即位部類』の来歴

新井重行

宮内庁書陵部所蔵九条家本『季御読経次第』・『諸社神宝等破損修理事勘文』

太田克也

天理大学附属天理図書館所蔵「春日社行幸記」（弘安九年中臣祐春記）

藤原重雄

重要文化財『西南院文書』第五卷・第六卷

坂口太郎・藤本孝一

網光公記―宝徳三年四月―六月記―

遠藤珠紀・須田牧子・田中奈保・桃崎有一郎

イェール大学バイネキ図書館所蔵「神護寺領丹波国吉富庄年貢散用状」

榎原雅治

一五七二年十月五日付、天草発、ルイス・テ・アルメイダの書翰

岡美穂子

『蘭領東インド外交文書集』（2）―オランダ東インド会社とグロテイウス―

大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子

研究集会報告 日本関係海外史料蒐集事業の足跡

序言

第一次世界大戦戦後処理とUAIの創設

在外未刊行日本関係史料蒐集事業のあゆみ

蒐集マイクロフィルムの目録化とその意義

—オランダ語史料を中心に—

松方冬子

佐藤彰一

保谷 徹

松井洋子

国宝金沢文庫文書データベースのリニューアルオープンについて

影写作業と運筆情報記録について

文献案内

山口悟史・高橋敏子

井上 聡

宮崎 肇

東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信

第九六号 二〇二二年四月

巻頭図版 般若寺所蔵笠塔婆

二〇二一年度センター活動報告

摂津国垂水荘三國川中島差図とその周辺

南都般若寺所蔵笠塔婆の伝来と銘文

和歌山県湯浅町民歴史講座「菊池海荘と菊池（垣内）家史料」

松澤克行

高橋敏子

服部光真・坂本俊

保谷 徹

耐震工事後の画像史料解析センター天井について

史料編纂所耐震改修ワーキンググループ

文献案内

飯田剛彦「平安時代の東大寺における古器物・古経巻の保存と活用」(『叙

説』第四七号、奈良女子大学日本アジア言語文化学会、二〇二〇年三月)

(稲田奈津子)／神奈川県立歴史博物館「『赤星直忠考古学研究資料』デジ

タルアーカイブ」(二〇二一年九月三日公開)(藤原重雄)／「特集 記

録と再生の倫理学」(芸術批評誌『リア』四七号、リア制作室、二〇二一

年一〇月)(藤原重雄)

画像史料関係文献目録

活動抄録

第九七号 二〇二二年七月

巻頭図版 筆路・筆順記録の例

被災固着文書の開披法試論—宇波西神社文書を題材にして—

三原大史「『明応二年御陣図』からみた中世後期の河内国」(『都市文化研

究』第二三三号、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二

〇二一年三月)(鈴木沙織)／陳韻如(前田佳那訳)「宋帝后画像について

—東アジア中世の帝王画像における宗教性と世俗性」(板倉聖哲・塚本磨

充編『コレクシヨンとアーカイヴ』勉誠出版、二〇二二年一月)(藤原重雄)

画像史料関係文献目録

活動抄録

巻頭図版 『正倉院東大寺宝図』

京都大学附属図書館所蔵『正倉院東大寺宝図』

国立歴史民俗博物館所蔵『聆涛閣集古帖』所収「二条良実似絵写」

—列影図の伝来に関連して—

『史料編纂掛備用写真画像図画類目録』画像の部のデータ公開

奈良念仏寺所蔵の「開化天皇陵」関係絵図

新収史料紹介「御産部類記(待賢門院天治元年)」(〇一五七一九)小塩 慶

新収史料の出陳

史料編纂所「二〇二三年カレンダー」のご案内

文献案内

坂本亮太「至一上人考—南北朝期における臨済宗法灯派禅僧の一側面—」

(『和歌山県立博物館研究紀要』二八、和歌山県立博物館、二〇二二年三

月)(藤原重雄)／白川宗源「中世の高安寺について」(『新府中市史研究

武蔵府中を考える』三、府中市史編纂委員会、二〇二二年二月)(川本慎

自)／林温「仁和寺観音堂壁画—近世初期仏教空間の構想—」(『芸術学』

二四、三田芸術学会、二〇二二年三月)(林晃弘)／安里進・外間政明編

東京大学史料編纂所報 第58号 2023年10月 (72)

著『古地図で楽しむ首里・那覇』（風媒社、二〇二二年三月）（高橋慎一朗）

画像史料関係文献目録
活動抄録

第九九号 二〇二三年一月

巻頭図版 写真室撮影スタジオ

静嘉堂所蔵「仏説中心経」と五月一日経願文

速報「言繼卿記」の重要文化財指定について

石巻市長塩谷板碑群の金泥板碑―過去の調査記録を見直す―

菊地大樹・泉田邦彦

海の見える杜美術館所蔵「岩倉具視関係史料」画像のウェブ公開

箱石 大

写真室撮影スタジオ（写場）の紹介

国立歴史民俗博物館所蔵『聆涛閣集古帖』所収「小野道風像写」

高山さやか

―木村兼葭堂と吉田家―

文献案内
公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会編『郡山城絵図集―江戸時代の

郡山城を読みとく―（同会、二〇二一年一月）（及川亘）／竹崎宏基

「松江藩家老・乙部家旧蔵絵画をめぐる諸問題―木挽町狩野家との関わり

と「乙部仕立」を中心に―」（『松江歴史館研究紀要』一〇号、松江歴史

館、二〇二二年三月）・同「ボストン美術館所蔵の松江藩家老・乙部家旧

蔵絵画、その伝来と特質―伝銭選「山茶花図」と伝徐熙「雪柳鷺図」を中

心に―」（『松江市史研究』一三号、松江市歴史叢書一五、松江市歴史まち

づくり部史料調査課、二〇二二年三月）（藤原重雄）

活動抄録

刊行物一覽

| 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|----------------|----------------------|---------------------------|----------|----------------|----------------------------------|----------|----------------|--------------|----------------------------|
| 29 35 | 7 | 31 | | 上 36 | 32 | 8 30 | | 37 | 9 下 |
| 28 | 33 42 27 27 | 49 | 下 29 | 43 28 28 | 50 34 | | 29 30 29 | 44 | 51 35 |
| 60 24 28 | | 25 10 12 5 29 | 61 53 | 26 13 30 | 30 6 | 62 | 31 14 | 27 7 | 63 28 32 54 |
| 22 7 | 16 6 | 17 6 | 23 8 | 下 上 | 別集(徳禪寺) ¹ 24 別卷 | 9 | 17 5 | 18 上 下 | 別集(徳禪寺) ² 10 |
| 3 | 12 | | | 4 | 13 | | | 5 13上 | |
| 61~64 | 65~68 | 積文編 2 69~72 | 73~76 | 77~80 | 81~84 | 85~88 | 積文編 3 89~91 | 92~95 | 96~99 |
| 48 24 | 49 25 | 50 26 | 51 27 | 52 28 | 53 29 | 54 30 | 55 31 | 56 32 | 57 33 |

| 部門 | 書名 / 刊行年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | |
|---------------------|--------------------------|----------|-------|-------|-------|----------|---|
| 古代史料 | 大日本史料 第1編 | | 6 | 30 | | | |
| | 正倉院文書目録 | | | | | | |
| | 大日本史料 第2編 | | | | | | |
| | 大日本史料 第3編 | | | | | | |
| | 大日本古記録 勘例 | | | | | | |
| | 大日本史料 第4編 | | | 34 | | | |
| 中世史料 | 大日本史料 第5編 | | | | | | |
| | 大日本史料 第6編 | | | | 48 | 上 | |
| | 大日本史料 第7編 | | | 32 | | | |
| | 大日本古記録 碧山日録(全2冊) | | | 41 | | | |
| | 大日本史料 第8編 | 25 | | 26 | | | |
| | 大日本史料 第9編 | 26 | | 27 | | | |
| 大日本史料 第10編 | | | | 26 | | | |
| 近世史料 | 大日本史料 第11編 | | | | | | |
| | 大日本史料 第12編 | | 59 | | | | |
| | 大日本近世史料 細川家史料 | | 22 | | 23 | | |
| | 大日本近世史料 市中取締類集 | | 29 | | | | |
| | 大日本古記録 齋藤月岑日記 | 7 | | 8 | | 9 | |
| | 大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記 | 9 | | 10 | | 11 | |
| | 大日本古文書 島津家文書 | | | 4 | | | |
| 大日本維新史料 井伊家史料(全30冊) | | 26 | | 27 | | | |
| 大日本古文書 幕末外国関係文書 | | 附録8 | | | 52 | | |
| 古文書・古事記 | 大日本古文書 東寺文書 | 別集(真珠庵)7 | 15 | | | 16 | |
| | 大日本古文書 大徳寺文書 | | | | | 別集(真珠庵)8 | |
| | 大日本古文書 東大寺文書 | | | 21 | | | |
| | 大日本古文書 醍醐寺文書 | | | | 15 | | |
| | 大日本古文書 益田家文書 | | | | 4 | | |
| | 大日本古記録 中右記 | | | | 別卷 | | |
| | 大日本古記録 愚昧記(全3冊) | | | 上 | | | 中 |
| | 大日本古記録 平記 | | | | | | |
| | 大日本古記録 民経記(全10冊) | | | | | | |
| | 大日本古記録 實躬卿記 | | 6 | | | 7 | |
| | 大日本古記録 中院一品記 | | | | | | |
| | 大日本古記録 後深心院関白記(全6冊) | | | | | 5 | |
| | 大日本古記録 薩戒記 | | 4 | | | | 5 |
| | 大日本古記録 後法成寺関白記(全4冊) | | | | | 4 | |
| 特殊史料 | 花押かがみ | | 8 | | | | |
| | 日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集(原文) | | | 3 | | | |
| | 日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集(譯文) | | | | | | |
| | 日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集(原譯文) | | | | | 12 | |
| | 日本関係海外史料 オランダ商館長日記(原文) | | | | | | |
| | 日本関係海外史料 オランダ商館長日記(譯文) | | | 11 | | | |
| 画像史料 解析センター | 日本莊園絵図聚影 | | | | | | |
| | 画像史料解析センター通信 | 41~44 | 45~48 | 49~52 | 53~56 | 57~60 | |
| 所報・ 紀要・ その他 | 東京大学史料編纂所報 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | |
| | 東京大学史料編纂所研究紀要 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
| | 東京大学史料編纂所影印叢書 | 3,4 | 5,6 | | | | |